					î	『デ法第3	章基本的施策の	条(◎:主に該当する	るもの、○:連	携するもの) デジ	タル社会形	成基本法	第4章施策	の策定に	係る基本方	針の条(@):主に該当	するもの	、〇:連携する	もの)	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)		11条 11 3	条 12条 13条	14条 15条 155		7条 18条	19条 21条	22条 2	3条 24	条 25条	26条 27	条 28条	29条 3	0条 31条	32条	33条 34条	35条	府省庁名
01-01	ウェブアクセンビリティ確保のための環境整備等	・サービス及び研究開発に対する助政件数 いる財産・サービスを受けている。 ・リストリー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リ	・民間事業者向け「身体障害 者向け通信 放送役務の提 供・開発等の推進 助成終了 後2年経過時の事業継続率 (令和4年(2022年)70%) ・ウェブサイトのJIS X 8341-3 への準拠を表明している地方 公共団体の割合(令和4年 (2022年)77%)	- 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。 - 誰もが行政等のウェブサイトを利用しやすいようにするため、令和2年度(2020年度)の調査結果を踏まえ、更なる公的機関ウェブサイトのアウセンビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、事業者等への助成を行い、助成後5年間の提供状況を確認。 - これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報パリアフリー環境を実現。		2項		©					0								(⊚総務省
01-02	情報アクセンビリティ確保のための環境整備	ICT機器・サービスのアクセン ビリティ確保に関する自己診 断・開示の仕組みの構築・導 入に向けた検討状況	ICT機器・サービスのアクセン ビリティ確保に関する自己診 断・開示の仕組みの利用数 (令和8年度(2026年度)まで 100以上)	- IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米国 やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセンビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する 仕組みが提供されている。 - このため、米国・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセンビリティ基準を凝定、我が、 国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。 - この理解とも活用する方策を検討。 - カリービスの展開を促進。				0					©								(◎総務省
01-03			齢者等の人数(令和3年度	- 内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に、十分な支援が行き換っていない。 - このため、民間企業や地方公共団体等と連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続などスマートフォンの利用方法に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を、令和3年度(2021年度)から全国において本格的に実施している。本施策は令和3~7年度(2021~2025年度)の5年間での実施を想定し、また、令和4年度(2022年度以降は携帯電話ショップ等が身近によい市町村を受頭にデジタル活用支援推進事業の講師が選の開始を予定している。上記の取組により、高齢者等がデジタル機器・サービスを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができる環境を整備する。				©								©					(◎総務省
01-04	地域で子供たちがブログラミン グなどICT活用スキルを学び合 う場の普及促進		未設定	- 令和2年(2020年)4月から小学校でプログラミング教育が導入されたことに伴い、地域社会でもICTスキルを学び合う場を普及させることが重要。 - 実施団体のネットワーグにによる情報提供やオンラインによる好事例の創出を促進。 - ICT活用スキルを学べる機会を促すことにより、AI・IoT社会における基本的素養の習得に資する。				0		0			0	0							(◎総務省
01-05		関係府省庁から事業者等に 発出した要請通知文書送付先 団体教	障害者の移動及び施設利用 時の負担軽減に対する理解 が深まる	- 障害者割引等については、従来から、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、交通事業者においては、にカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成20年法律第100号)第8条第3号[移動上又は施設の利用上の利便性反び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。 - 関係所省庁は、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行うとともに、障害者の利便性の向上に向けた民間事業者等の取組状況についてフォローデップを行う。 - 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアブリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。			0	0														◎ デジタル庁、厚 文学学者、厚 教会、経 学生水業省、 原 済 会 経 主 会 、 選 者 、 環 者 、 環 者 、 環 者 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
01-06	多言語翻訳技術の高度化に関 する研究開発	令和6年度(2024年度)末まで に多言語による同時通訳技術 を確立	確立した同時通訳技術を活用 した製品・サービス化数(令和 9年度(2027年度)までに20 件)	- ビジネス・国際会議における議論・交渉、観光や人材受入れを背景とする外国人との共生社会の実現 等において、「言葉の壁」が課題となっている。 - 国立研究開発法人情報通信研究機構が開発したAIによる多言語翻訳技術の更なる高度化により、ビジネス・国際会議での議論にも対応した高精度かつ低遅延な実用レベルの同時通訳を実現するための研究開発を実施する。 - これにより、世界の「言葉の壁」を解消し、グローバルで自由なコミュニケーションを実現する。					0												0	◎総務省
01-07		業」実施件数(令和3年度 (2021年度)予算約55億円、令 和4年度(2022年度)予算約37 億円) ・1携帯電話等エリア整備事 業」実施件数(令和3年度 (2021年度)予算約28億円、令 和4年度(2022年度)予算約15 億円)	率(令和6年度(2024年度)末 まで1三985%(未整備世帯約 9万世帯)、令和9年度(2027 年度)末まで1三99.09%(未整 備世帯約5万世帯)) -56人ロカバー率(令和5年度 (2023年度)末まで1こ95%)	- 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G·IoT·Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。 - 条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。 - これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課解決を促進する。 【携帯電話等エリア整備事業】 - 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア(不感エリア)や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5Gの整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの第消や5Gサービスの速やかな全国展開を進めることが必要。 - 災害時等の安心安全値保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するともに、5G基地局整備が遅れるエリアについて、インフラシェアリングの活用も含め、5Gの導入を促進する。 - これにより、都市と地方の情報格差を是正する。				•								0					(◎総務省
01-08	電話の通じない区間の解消を 加速	件数(令和3年度(2021年度)	2万人以上8万人未満の路線 区間のトンネル内で携帯電話	鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遅へいされ、携帯電話が利用できない エリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消す ることが必要。 新幹線の延伸予定区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対 策を請ずる。また、在来線については、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルを対 象として携帯電話を利用できる環境を整備する。 これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性の向上及び非常時等における通信手段を確保す る。				0								0					(◎総務省
01-09	障害当事者参加型技術開発の 推進	障害当事者参加型の仕組み の構築のための検討状況	障害関連情報共有ブラット フォームのデータ数(令和4年 度(2022年度)末220以上)	- 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したにび機器・サービスの開発を行う「当事者参加型投稿開発」を推進することが必要。 - このため、機器開学の際、企業が参考にできる障害関連情報共有ブラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。 - これにより、障害者等の日常生活の支援に資するlof・Al等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。		0							0								(◎総務省

					Î	官デ法第3章	基本的推	施策の条((©:主に	該当する	Sŧo.C	:連携す	るもの)	デジ	タル社会形	成基本法	第4章施策	の策定に係	る基本方針	の条(◎:≦	上に該当する	5ŧ0,0	連携するもの	0
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条	11条 1項 2項		13条 1	14条 1:	条 159 項 2項	条 16条	17条	18条 19	条 21条	22条 2	3条 24第	5 25条 2	26条 27身	28条 29	9条 30条	31条 32	2条 33第	34条 35	府省庁名
01-10	デジタル技術を活用した郵便局 による地域連携	郵便局等の公的地域基盤連携推進事業』(令和4年度 (2022年度)当初予算)における実証件数	郵便局と地方公共団体等の 地域の公的基盤との連携によ る地域課題解決の推進	- デジタル技術も用いながら、全国車々清々に存在する約24,000局の郵便局ネットワークを、行政サービスの窓口等として活用することは有用。 - デジタル技術と郵便局ネットワークを活用し、郵便局や地方公共団体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開する。また、スマートスピーカー等による見守リシステムなど、既存の郵便局を活用した地域課題解決モデルの普及展開を図る。 - また、郵便局が保有・取得するデータの公的要請になるる活用の推進について、信書の秘密や個人情報の適正な取扱いの確保に留意しつつ、その検討を進める。					0							0			0					◎総務省
02-01	国際的なデータ流通の推進			急速に進行するデンタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務、この問題意識の下。令和元年(2019年)6月の (20大阪サミットにおいて、プライパシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust (DFT)) 口のフセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首動特別イペント」において、我が国主導で、スプ か国の首脳とWTOを始めとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出した。 DFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する大阪宣言」を発出した。 DFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する大阪宣言」を発出した。 DFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルールー作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを支え、様々な国際場裏においた加速させていく、特に入り同じまり、日本の主に関係した。の文法を奉代トの別にできるより、1号被奏を構造的に取り組んでいく。また、DFTの事なる具体化に向けて、各国のプライバシーやセキュリティ等に係る固有の事情を踏まえながら、企業や消費者にとつて安心・安全なデータの建筑参転、アクスを確保する固有の事情を踏まえながら、企業や消費者にとつて安心・安全なデータの建筑参転、アクスとを確保する国籍的な制度の在リガを検討していく。こうにたり感覚を発展し、データの越境を転り、アチのが出りませ、大きな関係し、データの連携を表すのマルチステークホルダーと連携し、データの越境を転り、アナースを開きる国籍のよりにより、アナースを開きる関係といるでは、アナースを表しませ、アナースを開きる。アナースを表しましている。アナースを表しましましましましましましましましましましましましましましましまします。																			0	◎経済産業省、 総務省、外務 省、個人情報保 護委員会
02-02	「Trusted Web」構想の実現	Trustd Web共同開発支援事業(令和3年度(2021年度)補正予算)における実証件数	様々な産業分野におけるユースケースの創出と、国際標準 化に向けた検討の推進	- インターネットとウェブは、グローバルに共通な適信基盤として発展し、広ぐ情報へのアクセスを可能とし、その上で様々なサービスが創出されている。しかしながら、デジタル社会における様々な社会活動において求められる責任関係やそれによってもたらされる安心を体現する仕組みが不十分な状況であり、ユーザーが信頼の多くをブラットフォーム事業者などに依拠する中で、その歪みが様々なペインボイントをもたらしている。 - こうした中で、インターネットとで、DFFTを確保する枠組みを構築すべ、、特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みを付加することを目指す「Trusted Web」構想を令和12年(2030年)頃に実現することを目指す。 - ホワイトペーパー・10を受け、令和3年度(2021年度)は機能の具体化、社会実装を目指しプロトタイプの作成、ユースケースペースでの検討、社会への音及啓もうに取り組んできた。令和4年度(2022年度)はこうした泉をボワイトペーパーの改訂に反映させるともし、、補正予算を活用して更なるケースの撮り起こしを行うなど、検討を加速化し、国際標準化に向けた検討を進める。		0 0				©)		0										0	◎内閣官房 デジタル庁
02-03	信頼性のある個人データ流通 の観点から個人情報が安全・ 円滑に越越終転できる国際環境の構築			個人データの国旗を超えた流通が増大する中、DFFT推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築が逸務となっている。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築、推掛に向けた対話、英国との間では日英間間では相互の間では相互に関する対話を追した継続的な連携枠組みの構築、米国との間では同人データの円滑な個人データを観念した継続的な連携枠組みの構築、米国との間では個人データの円滑な個人データの円滑な個人データが最近では、日本欧三種間及びOECDの場において信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組料構築に向けた規程行うできた。日本がG7ホスト国となる予和5年(2023年15月度)である他の大データ流通のための国際的な枠組持算に向けた規程行うできた。日本がG7ホスト国となる予和5年(2023年15月度)では、日本欧三種では一般である個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築に向けた取組を更に進っている必要がある。一DFFTを更に推進する観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築で通める。世界プライバシー会議(GPA)、アジア太平洋ブライバシー機関(APPA)やG7等の国際的な枠組みが出まりませ、アジア太平洋諸国等の各国・地域との協力関係の強化を図り、既存の経験デーが移転の枠組みの維持・発展や深化を推進するととして、データ流通における新たなリスクであるデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアウセスを、個人情報保護政策の国際的技術となっているOECDブライバン・ガイドラインにおいて関係諸外国・結構関との支援のでは、アジア太平洋諸国等との機能を進めるとともに、関係会議等の場において関係諸外国・結機関との連携やア本ア・アジア太平洋諸国等との中期的な協力関係の強化でいく、上記の取組により、米国や欧州との連携のア本ア・アジア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・		0																	0	◎個人情報保 護委員会 総務 省、終務省、デ 省、外務省 ジタル庁
02-04	民主主義的な価値に基づいた 人間中心のAI原則の実践の支 援	_	_	ー平成28年(2016年)、G7香川高松情報通信大臣会合で日本がAIに関する国際的議論の必要性を提起してから、G7、G20等の国際場裏での議論が継続し、令和元年(2019年)にはG20人版サシットで「G20 AI 原則」が合きん北た。G20での議論やAI原則を踏まえ、同年のG7デジタル大臣会合・ピアリッサシットで、AIに関する国際協力が宣言され、令和2年(2020年)6月にはGPAI(Global Partnership on AI)が設立された。GPAIは人間中心の考え方に立ち、責任あるAI(の開発・利用を実現するための価値観を共有する政府・国際機関・産業予・福港書等からなる国際的インアディブである。我が国は制度メンバーとして参画。 - AIの社会経済への影響の大きさに鑑み、今後も引き続き、人間中心のAI原則と実践の支援に関する国際的な議論を我が国が家代けんり引すべく、令和4年(2022年)末頃には日本でGPAI閣僚級理事会及び年次総会を開催し、その後1年間GPAI議長国となる。その際には議長国としてコンセンスを発揮したサイドイント等のテーマ設定及び開催を通じて、我が国のAI政策やAI産業を発信し、利間中心のAI原則の拡大とAI原則の社会実装の推進に取り組む。 - 議長国となる複雑会を表別には一部中心のAI原則の東談に関する国内外の動向を踏まえつ、日本企業や研究者による国境を越えたAIの開発や利活用の円滑化のための取組を行う。							0												0	◎総務省、経済 産業省、内閣府
02-05	インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化	_	_	- インターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF: Internet Governance Forum) は、インターネットに関する 様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムであり、平618年(2006年)以降毎 年期催されている。同フォーラムは、平成17年(2005年)のNSISチュニス会ー放18年(2006年)以降毎 年期保されている。同フォーラムは、平成17年(2005年)のNSISチュニス会ー放18年(2015年)12 月のWSIS+10ハイレベル会合の成果文書に基づき国連が事務局を設置し、政府、産業界、学特界、市 民社会等のフルチステーウルルダーによって適當されてきた。平成27年(2015年)の成果文書に基づき 令和7年(2025年)までの開催が決定されている。 - 我が国は、インターネットがバナンスについての議論の主導権を確保するとともに、G20大阪サミットの の成果であるDFFT (Data Free Flow with Trust / 復頼性のある自由なデータ流通の議論を更に推 連ずるという観点から、令和5年(2023年)にIGFを日本で開催する。 - 人々がデータ(に自由にアウセスする権権を守るため、「自由で開かれた一つのインターネット空間」の 維持を求める有志国を中心とした国際連携の強化やインターネットがバナンスの強化に向けた国外外の マルチステークホルダーの登拝を図り、国際連携の強化やインターネットがバナンスの強化に向けた国外外の マルチステークホルダーの登拝を図り、国際連携の強化やインターネットがバナンスの重要性を国際社会に示し、令和7年(2025年)のIGF見直しに向けてIGF体制の維持・改善に貢献する。					0														0	◎総務省

		VO.	LO.		Ĩ	『デ法第3』	章基本的	施策の	条(◎:主	に該当	するもの、	、〇:連挑	§するもσ))	デジタル	社会形成	龙基本法第	第4章施策	の策定に信	系る基本方	針の条(◎:	上に該当す	るもの、○:}	重携するもの)
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条	11条 1項 2項	条 12条	13条	14条	15条	15条 2項 16	8条 179	条 18条	19条	21条 2	2条 23	条 24条	25条	26条 27	条 28条	29条 30第	31条(12条 33条	34条 35身	府省庁名
03-01	データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策	OPSFに基づいて策定された、 産業分野別やキュリティガイド ラインの策定数	策定されたガイドライン等に 述った対策の実施やその確認 の仕組みを導入し、セキュリ ティ対策を実施した産業分野 数	Society 5.00産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバーフィジカル・セキュリティ対策フレーク」(以下「CPSF」という。 Se平成31年(2019年)4月に策定。一CPSFを各産業分野に展開し、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進する。また、産業横断的な対策が求められる分野に関しても、ICTを観光等を表生して制御系システムを含めた地点の無人化等の推進が見込まれるセ、フィジカル・サイバー開き繋(つな)ける機器・システムにおけるカテゴラィズ及びセキュリティ・セーフティースルの検討に資する「BICT セキュリティ・セーフティースルー会ワークルを令和2年(2020年)11月に策定するとともに、データそのものの信頼性確保の手法等について検討し、「データによる価値創造(Value Creation)を促進するための新たなデータマネジメトの在り方とそれを実現するためのフレームフーク」の策定を目指す。 これにより、IOTの進展等によってデータを含めあらゆるものが繋(つな)がるSociety 5.00実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。							<!--</td--><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td>◎経済産業省</td>	0											0		◎経済産業省
03-02	セキュリティ標準の策定	・ITU-T SG17における勧告案 の確定(令和4年度(2022年 度)以降) ・ISO/IEC JTC1/SC27、SC41 における規格案の策定	•国際標準獲得	- ITU-T SG17においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした勧告案の検討を、ISO/IEC JTC1/SC27、SC41においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした規格案の検討を、それぞれ進め ている。ITU-TIEC JTC1/SC41においてIoTを約12年度(2021年度)に規格を策定済みであり、ISO/IEC JTC1/SC27においては、令和4年度(2022年度)以降の規格案の確定を目標としている。							(0											0		◎内閣官房、経 済産業省、総務 省
03-03	サイバーセキュリティお助け隊の構築	令和4年度(2022年度)の新規 のサイバーセキュリティお助け 隊サービスの審査・登録数を 10件にする。		- 経済産業省では、提保会社、ITベンダーや地元の団体等と連携して、中小企業を対象に相談窓口を設定し、必要に応じて駆けつけ支援を行うサイバーセキュリティお助け隊の構築を目指し、令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)まで地域実証を実施した。実証事業で得られた知見及びサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム(SG3)中小企業対策強化WGにおける議論等に基づき、IPAにおいて中小企業内10セキュリティ・サイナービスが高さすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービスを3月後間(オービス基準」及びサービスの内容の審査(確認)を行う機関(サービス審査登録機関)が満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス審査登録機関基準」を制定。 - 令和3年度(2021年度)から、サービス基準を充足するサービスに「サイバーセキュリティお助け隊マーク」を付与することによる普及促進を開始。							0												0		◎経済産業省
03-04	個人情報、仮名加工情報及び 匿名加工情報の取扱いに関す る相談対応及び情報発信	・説明会等への講師派遣実施 の件数(年間60回) ・個人情報提供(係る制度に ついての情報提供の対象たる 国・地域の数	・個人情報等の適正かつ効果 的な活用の促進	- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)の施行に合わせて、改正内容の周知等に取り組むとともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む。 - 加えて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により改正された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。の令和4年(2022年)4月の一部施行及び令和5年(2023年)4月の全面施行に合わせて、行政機関、独方の会社4年(2022年)4月の一部施行及び令和5年(2023年)4月の全面施行に合わせて、行政機関、独方、改正内容の周知等に取り組む。 - よう、改正内容の周知等に取り組む。 - また、個人情報保護法に関する事業者「国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、説明会等への講師派流や相談結果等を踏また「事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。 - これらにより、個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。			0												0				0		◎個人情報保 護委員会
04-01	分野ごとデータ連携基盤間で のデータ流通を促進する分散 型分野間データ連携の推進	データ連携基盤技術のSIP データ連携基盤技術のSIP ・令和4年度(中に SIP他課題の2つのデータ基 館(AIホスゼラル、バイボ(デー タ基盤全3件中残り1件))に 実装 (補足)バイオデータ基盤全3 (件中2件は令和3年度(2021 年度)に実装済み	データ連携基盤技術の本格稼 働	- Society 50を実現するためには、国、地方公共団体、民間等で散在するデータ基盤を連携させ、分野・ 組織間を越えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤技術の整備が必要。 ・総合科学技術・イ/ベーション会議において、戦略的イノベーショの制造フログラム(SP) 第2期の「ビッ グデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、複数分野のデータを容易に連携 可能とする分野間テータ連接基盤技術(コペイタ)の研究と機能シール開発を行い、SPデータ基盤への コネクタ実装と、データ流通を促進する民間コンソーシアム(DSA)を活用した普及活動を実施。 - 上記の取組により、分散型分野間データ連携を実現し、従来分野ごとに活用されてきたデータを分野 間で相互に流通できるデータ流通基盤を得る。							0					0								0	◎内閣府、個人 情報保護委員 会、デジタル庁 総務省、国土女通 省
04-02	いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度 整備	情報銀行と他のデータ取扱事業等の間のデータ連携の方案 業者の間のデータ連携の方案 等に係る実証・検討の実施 (令和4年度(2022年度)を目 途)	PDS (Personal Data Store)、 情報銀行等の個人の関与の 下で、データ流通・活用を進め る仕組みを活用したビジネス の創出(令和7年度(2025年 度)を目途に合計30の認定情 報銀行事業者数を達成)	- 令和2年度(2020年度)末時点で情報銀行の認定件数は7件に上っているが、企業や業界を越えた テクの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。 - 個人の関ラの下でパーソルデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」について、「情報 信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」での検討を踏まえて、個人情報保護法改正につい で「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しそ行うともは、令和4年度(2022年度)は準公共分野に おけるデータ連携を見据えた検討や情報銀行が個人の委任を受けてブラットフォーマー等の保有する情 報を活用することでデータポータビリティを実現するための検討を行う。 - これにより、データ流通の活性化を実現するとともに、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実 現。			0				0				1	0				0			0		◎デジタル庁、 個人員会 個人員会 人 人 会 人 会 人 会 人 会 人 会 人 会 人 会 人 会 人
04-03	AI・データの利用に関する適切 な契約の促進	約ガイドライン」を国が提供する新たなガバナンスツールとして紹介している「ガバナンス・	データの利用に関する契約ガイドライン」等を参照したガイドラインを参照したガイドライン等が策定される。(令和4年度(2022年度)以降に3件	- 本施策では、平成39年(2018年)6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドラインを策定。今和元年(2019年)12月に、改正不正無等的に法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。その後、ガイトラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。 - 引き続き、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の素飲かる細かな設定が、契約による等で潜泳みモデルの保護、AI技術の書及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。 - 本施策により、AI開条及びデータ利用の受進に関するユーザー側及びベンダー側の相互理解を深っ、本施策により、AI開条のボータイトの表現、AIで、AIで、AIで、AIで、AIで、AIで、AIで、AIで、AIで、AIで		•) 0								1	0			0						◎経済産業省、 総務省
04-04	オープンデータ・バイ・デザイン の推進	一元的なプロジェクト監理での オープンデータ・パイ・デザイ シ評価項目の追加・修正(令 和4年度(2022年度)末まで)	一元的なプロジェクト監理対象事業でのオープンデータ・バイ・デザイン評価数	- 令和2年(2020年)4月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、一元的なプロジェクト管理を開始した。 - 政府における情報システムにおいて、オープンデータの機械判誘性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の要件を、政府として統一的な視点で整備・管理していくための取組を強化する。 - 具体的には、①予算要求前の検証(予算要求前しビュー)では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算 教行段階の検証(予算教行段階レビュー)では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革(BPR)等について検証を行う。 - 「一元的なプロジェクト監理」を通じて、政府におけるオープンデータ・パイ・デザインの推進を図る。		0				0						0					0				◎ デジタル庁、 全府省庁

					Ĩ	『デ法第3』	能基本的	施策の第	条(◎:主	に該当っ	するもの、	〇:連携	するもの	7	デジタル	社会形成	基本法律	第4章施第	の策定に	係る基本	方針の条	(②:主に語	送当するも	の、〇: 湯	重携するもの)
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条	11条 1項 2項	条 12条	13条	14条	15条 1	15条 2項 169	入 17条	18条	19条 2	条 22	条 239	全4条	25条	26条 2	7条 28第	€ 29条	30条 31	条 32条	33条	34条 359	府省庁名
04-05	地方におけるオーブンデータの 促進	タの質の評価指標の公開(令	地方公共団体のオーブンデー 夕の質の評価指標の運用団 体数	- 官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を請するものとされている。地方公共団体は、同法の趣官、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ペンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。 - その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット)等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるととむに、オープンデータ・パイ・デザインの考え方に基づく情報システム(当該情報システムに係る行政手続を含む。)の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。 - また、各府省庁は自府省庁に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリの発えらびまな場合が、データの質の向上を図っていく。		0				0				0	C)						0	0			◎デジタル庁
04-06	オーブンデータカタログの一元 的提供の推進		オープンデータを活用した新 たなサービスの創出や諸課題 の解決の促進(令和5年度 (2023年度)を目途に目標時 期、目標値の明確化を行う。)	令和元年度(2019年度)に、オープンデータに関する有識者を含んだワーキンググループや、e-Govとの統合に当たったサイトコンセプトデザインに関する調査研究を実施。各府省庁職員や、オープンデータの利用者からの実際の声等も踏まえ、データ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等が課題として挙がった。 - これらの結果を踏まえ、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Govを統合に向けて設計・開発を進め、令和4年度(2022年度)までにオープンデータの一元的な提供を実現する、設計・開発と高いでは、オープンデータの利用シーンに応じたエーズを踏まえるなど、利用者の視に立ったUI・UXの改善に取り組み、利用者の利便性向上を図る。 - これにより、①オープンデータ活用のためのコミューケーション基盤の確立による国民等におけるオープンデータ利活用のニーズの可視化、②検索性の向上により、公共データに由来するオープンデータの下indablity(発見しやすざ)を確保し、国民が目的のオープンデータにたどり着きやすいようにする、③各府省庁の職員がオープンデータの登録に要する時間・手間を削減し、更新頻度等を上げるといった効果を実現し、オープンデータの活用を促進する。		0																© ()			◎デジタル庁
04-07	地域経済分析システム (RESAS)による官民のオープ ンデータ利活用の推進		イデア創出のためのコンテスト の応募件数(参考:令和3年度 (2021年度)963件)	- RESAS等のデータから新たな知見を引き出し、価値を創造する人材を育成するため、「データを様む・ 説明する・扱う力」を育成できる教育コンテンツを提供するほか、デジタル人材の育成やデジタル基盤に おけるソフトインフラ整備の観点から、RESASの利活用に関する情報や外部連携機能(RESAS-APD) 提供を行うウェブサイト(RESAS)指活用サイト)の連用・保守を行う。 - これにより、地域におけるデジタルリテラシーを向上させ、データに基づく政策立案や経営判断などを		0 @	0		0	0	0	0	0	0	() (0	©	0				0	0			◎内閣府
04-08	統計データのオーブン化の推 進・高度化	データベースの登録データ数 (令和4年度(2022年度)末ま でに21万件()累計) (参考:実績値) ・匿名データの提供数:60調査 (令和4年(2022年)2月時点)	e-Statでのデータベース利用 件数、APIリクエスト件数、 LODリクエスト件数、令和4年 度(2022年度)末までに7,177 万件)(年度計) (参考: 実績値) ・オンサイト施設の利用数:年間D発行数84件(令和3年度 (2021年度)実績)(令和4年 (2022年)2月末時点)	- 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築することが必要。 - 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される統計データについて、令和3年度(2021年度)に機械判読可能な型式での整備に係る府省庁統一の方針として統計データの整備に係る基本方針を策定、令和4年度(2022年度)に関係ガイドラインを整備し、原則全での統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用空報計データへの転換を進めるととれに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつ、調査実情報の二次的利用の推進、特にオンサイ利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計で能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間二一ズ等も踏まえ、データの公開を推進。 - これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、EBPMの実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。		0				0					(o l						0	0			◎総務省、内閣 官房、デジタル 庁
04-09	介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	応した介護サービス情報公表 システムの分かりやすさ・使い やすさ向上のための検討を行 い所要の改修等を実施(令和	算」機能のアクセス数(1か月 当たり平均10,000件) ・令和4年度(2022年度)の介	- 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業者に対し、介護サービス情報の公表制度を義務付けるなど介護サービス情報の公表制度を義務付けるなど介護サービス情報の公表制度を表示の見합しまして、利用者、家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能を追加するためのシステム改修を実施。今和4年度(2022年度)以降は、利用者等の選択を支援するための情報を充実・追加等するため、引き続き介護サービス情報公表システムの機能な修下取り組む。 これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。		0				0										0		0				◎厚生労働省
04–10	保育所や放課後児童クラブの 利用に関する有益な情報の公 開促進	ブに関する有益な情報をオー プンデータ化した地方公共団 体の割合 (保育所等については、公表 済のデータを更新した地方公	も・子育で支援情報公表システム(ここdeサーチ)」の利用 状況等も勘案しながら引き続き検討 ・放課後児童クラブについて は、オープンデータ化の取組と	- 認定こども圃・幼稚園・保育所等の教育・保育施設の情報をオープンデータとしてインターネット上で検 家・閲覧できらイデゼ・・子育で支援情報と参システムにこれ。サーチ)を構築し、令利2年(2020年)9月 から一般公開を開始した。引き続き、登録情報の更新、充実やシステムの周知、利便性の向上等に努 めることにより、保護者が小学校就学前の子供に対して適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の 確保に繋いつな)げる。		0																©				◎厚生労働省、 ◎内閣府
04-11	ハザードマップ (災害リスク情 報) のオープンデータ化	国・地方公共団体が保有する ハザートマップ(災害リスク情 報)のオープンデータ化に向け た検討状況	報)をオープンデータ化した箇	- 災害リスク情報(洪水・高潮、津波、土砂災害など)については、WebGISIにて提供できる形式のデータ 整備が多くないのが課題。 - 平成3の年度(2018年度)から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてナープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、 健時提供を開始。洪水浸水想定時域(想定最大規模)のデータ(こついては、国管理の448河川及び8道 県分の都道所保管理河川の情報を、土砂災害警戒区域のデータについては、47都道府県全ての情報 を、ウェブサイトやソフトウェア、アフリケーション向けに画像データ形式で配信中、また地震の震度分 布・建物被害のオープンデータを促す通知を発出。引き続き、公開方法等の検討を行う、データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性 及び利便性の向上に寄与。		©																0				◎内閣府、◎国 土交通省

					ĩ	『デ法第3	3章基本的	施策の	条(◎:主	Eに該当	するもの、	〇:連携3	rるもの)	デジタル社会	形成基本法	第4章施策の第	後定に係る書	基本方針の	条(◎:主に	該当するも	の、O:	連携するも	D)	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条	11条 1項 2項	1条 3項	13条	14条	15条 1項	15条 2項 16	条 17条	18条 19条	21条 22条	23条 24第	条 25条 269	条 27条 2	28条 29第	30条 3	1条 32条	33条	34条 3	条	府省庁名
04-12	指定緊急避難場所情報の迅速 な整備・更新・公開及び各種情 報との連携の推進	いて指定緊急避難場所情報を	指定緊急避難場所データへの 累積アクセス数 1,593万(令和4年(2022年)2 月時点)	- 災害時において、旅行者等の地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことが課題。また、令和4年(2022年) 2月時点で国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数は全体の約9割にとどまっている状況。 - 指定緊急避難場所等の指定促進に係る通知を発出し、指定緊急避難場所データを国土地理院へ報告するよう市町村に要請する。 - 引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。 - 引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。 - これにより、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与。		0													0)国土交通省、 閣府
04-13	歩行空間における自律移動支援の推進	施設データ等のオープンデー	オープンデータダウンロード数 の増加(令和4年度(2022年 度)末時点で累計ダウンロード 数70,000件を達成する。)	高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の 構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。令和元年度(2019年度)の取組を踏まえ、施設管理者(地方公共団体を含む、)や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービス船)出に繋(つな)げることが課題。 引き続き施能・経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化やデータの活用促進を図るほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの潜方を促進する。 ・事業者等との連携強化により移動支援サービスの潜方を促進する。 ・事業者やアンス共団体を始め、利用者自らが連携してパリアフリー情報や歩行空間情報をオープンデータとして広く収集し、相互に展開できるようなエコンステムを構築することによって、高齢者や障害者、さらに、保来的には自動と行モビリティ等が安全かつ円滑に歩行空間を移動できるようなユニバーサル・スマート社会を実現することを目的とする。		0					(0	0	0			0	0	0				0)国土交通省
04-14	公共交通分野におけるオーブ ンデータ化の推進	実証実験にデータを提供した 事業者の数	実証実験を踏まえ、オープン データ化した事業者の数	一公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上に繋(つな)がる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対象、デー管理や提供の在り方等が課題。このため、令和2年度(2020年度)においてもオープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して家施し、2020年東京ルリンピック競技会・東京パラリンピック競技会(注)における肝戸な常途への寄与を図るとともに、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において、民間の主体的なデータ提供に係る課題等について検討を実施。(注)大会の延期等に伴い、今和3年度(2014年度)も継続して実証実験を実施。実証実験や事業者ヒアリングの結果等を踏まえ、オープンデータ化のメリットや課題の整理を行った上で、オープンデータ化の実施に当たっての一定のルールを取りまとめる。 - これにより、民間の主体的なオープンデータ化の促進が期待され、利用者への情報提供が充実することにより、移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境を目指す。		0							0	0						0			0	9国土交通省
04-15	国家座標に準拠した高精度な 位置情報の利活用及び流通の 促進		地殻変動補正サービスを提供 している分野数 (令和7年度 (2025年度) 末4分野)	- 近年、みちびき等の衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつのある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかった。日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と割他の入い侵長大で2の程度)や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るという課題が顕在化している。みよびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール(国家座標)に基づいて位置情報を利活用できる基盤の整備が不可欠である。一国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標(半提した位置情報を安全的に提供するとともに、民間等電子基準点の登録制度の利活用を推進し、電子基準点網を指定ある。また、地殻変動によって生じる地図と恒星測位とのズレを補正する仕組みにおいて、補正情報向上の技術的自主を今和年度(2022年度)までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな構高の基準を整備することで、令和6年度(2022年度)から衛星測位で簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。 これらにより、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用でき、自動運転等、様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与する。		0	•				0								0	0			0)国土交通省
04-16	農業関係情報のオープンデー タ化の推進	データの農林水産省ウェブサイト(政策情報及び統計情報) への機械判読性の高い形式 (CSV、XML、RDF等)での公	農林水産省ウェブサイト(政策 情報及び統計情報)に公開し ているデータのアクセス数を 令和4年度(2022年度)におい て、過去3か年平均比20%増 加させる。	- 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル(土地・農業分野)での要望等を踏まえ、土壌、 統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープン データ化及び提供。 - また、農林水産省ウェブサイトに公開している行政データなどを機械判跡性の高い形式(CSV、XML、 RDF等)で開ジオープンデータ化。 - これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。		0					0								0)農林水産省、 ジタル庁
04-17	基盤となる地理空間情報等の 整備・提供	新規道路等の重要項目の地理院地図への反映率(毎年度 100%)	地理空間情報ライブラリー利 用数(令和4年度(2022年度) 中に利用数870万件/年)	- これまで基盤となる地理空間情報等を整備・提供し、地理空間情報の活用推進に取り組んできており、令和3年(2021年)5月には公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)に電子国土基本図が指定され、デジタル社会を形成する上で必要な、基礎的な情報インフラとして着実に整備・提供することがこれまで以上に求められている。 - そのため、国・地方公共団体等との連携の下、基盤地図情報を含む電子国土基本図を着実に整備・更新しつつ、その親度の向上を図るとともに、地理空間情報ライブラリーの運用によりベース・レジストリの利用を推進する。 - これにより、国民間カず幅広く、各種手続や防災・滅災対策等の様々な活動で活用され、社会全体の効率性の向上が図られる。		0													0	0			0)国土交通省
04-18		公開する地盤情報の追加(地 盤情報の登録、協定締結先の 拡大)を行いデータペースを拡 充(令和3年度(2021年度)3 月時点:35万本)	ボーリング柱状図データ(令和 8年度(2026年度)中に60万	- 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判断性の低い形式で提供。 ・ 地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープン データ公開を促す。また、占用申請者に提出された地盤情報についても、標準的なフォーマットでのオープン データ公開を促す。また、占用申請者に提出された地盤情報についても、標準的なフォーマットで公開す ることを接対する。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限 切同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。 ・ また、公共工事等以外においても、民間企業による建築工事等・ また、公共工事等以外においても、民間企業による建築工事等・ 共者化に向け検討。 ・ これらにより、多くの地盤情報等が収集、共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となる とともに、地下工事等における安全性や効率性の向上やハザードマップ等の精緻化などが期待。		0													0				デ務	国土交通省、 ジタル庁、総 省、厚生労働 、経済産業省
04-19	土地情報連携の高度化	API連携の検討(令和3・4年度(2021・2022年度))	登記済通知書データを活用する地方公共団体数(API連携の検討結果を踏まえて具体的にKPIを設定)	- 土地に関する各種台帳等(不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等)について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。 - 登記所から提供される登記済通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担削減等をするため、令和3年度(2012年度)に参記情報システムと地方公共団体の配定資産課税台帳を管理するシステムのAPI連携の実現方策について検討を行った。令和4年度(2022年度)においても各種台帳等の情報をより効率的に行政機関間で相互に連携することができるよう、データ項目・表記の在り方等も検討する。 これらの検討を進めることで、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の経滅が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待される。						0								0					個委省林	デジタル庁、 人情報保護 人情報保護 、法務省、農 、法務省、農土 、水産省、国土

					官デ法領	第3章基本	卜的施策	その条(©): 主に該:	当するも	の、〇:連	隽するもの)	デ	ジタル社会刑	/成基本/	去第4章施	策の策定	に係る基	本方針の)条(◎:主	こ該当する	もの、○:連携	するもの)	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	11条	11条 ,	2条 13	0.0%	条 15条	15条	10/2 17	条 18条	19条 219	€ 22条 2	20.07	A 05 A	00.07	07.67	0.07	条 30条	31条 329	₹ 33条 34	条 35条	府省庁名
					10条 1項 2項	3項	2余 1	3余 14	朱 1項	15条 2項	16余 17	宗 18宗	19余 215	22余 2	23余 24	宋 25宗	26余	2/余 2	8余 29	条 30余	31余 325	33集 34	余 35余	
04-20	地理空間情報(G空間情報)の 流通基盤の整備等	循環システムの形成により連 携するプラットフォーム数(令 和8年度(2026年度)までに データブラットフォーム数10)	G空間情報センターの平均月間ページビュー数(令和8年度(2026年度)までに平均月間ページビュー数33万件以上)	- 地理空間情報の流通・利用を拡げるため、G空間情報センターと各種データブラットフォームとの連携 を図り、幅広い分野におけるデータの提供が可能なようにすることが課題である。 - このため、防災・農業等の各ブラットフォームとのデータ連携の仕組みを強化する等の取組を推進。 - これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。						0				0										◎国土交通省
04-21	ルール整備	・令和4年度(2022年度)以 陸、不動産IDIに係るルールを 順次連用開始。 ・令和4年度(2022年度)中を 目途にIDと不動産関連情報の 紐付けの促進や、まちづくりな どの幅広い分野での活用に向 けた環境整備の在り方を検 討。	- 令和4年度(2022年度)以降、順次検討を行う。	- 現状、我が国の不動産については、土地・建物いずれも、幅広い主体で共通で用いられている番号 (1D) が存在せず、不動産関連情報の連携・蓄積・活用における課題となっていることから、令和3年度 (2021年度)に、不動産を一意に特定することができる。各不動産の共通一ドとしての「不動産印」に係るルールを整備した。 - 口は、不動産度関連情報の連携・蓄積・活用や消費者への的確な情報発信等を促進し、他の施策や取組ともあいまって、不動産果発全体の生産性及び消費者利便の向上を図るとともに、不動産DXを強力に推進する上での情報基盤整備の一翼を担う。 - さらに、電気・ガス・水道・通信等の生活インフラや、まちづくり、物流分野等のより広い社会における活用も期待される。 - 今後、Dの基礎となる不動産番号の確認の容易化や国・地方公共団体が保有する情報のうちIDの活用が見込めるものへのIDの紐付けなど、幅広い主体で不動産IDを活用した取組が進むような環境整備を進めていくことが必要。	0	0	0							0			0		0					◎国土交通省、 個人情報保護 委員会
04-22	i-Constructionの推進による3 次元データの利活用の促進	オンライン電子納品システム の運用開始(令和3年(2021 年)12月) 引き続き、運用を継続	オンライン電子納品登録工事 数 (オンライン電子納品の運用 開始後、原則全ての工事の電 子納品登録を目標)	- 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。 - 公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びブラットフォームを整備するため、平成30年度(2018年度)にトンネル、ダム、河川構造物、緩入門・機は(い管)における、3次元データの構準的な仕様を策定し、今和元年度(2019年度)は構築、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物、基礎工事等、維持管理における3次元データの活用を推進した。令和3年度(2021年度)については、土木工事等における電子耕品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子耕品・システムの運用を開始。また、建設生産プロセス等の全面的なデジタル化等によりインフラ分野のDX(デジタルトプンスフォーメーンコンを推進し、これらの取組を加速化する。 - これにより、3次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。	0					0				©						0				◎国土交通省
04-23	気象情報の利活用の促進	気象データアナリスト育成請 座を受講した人数(令和5年 度(2023年度)180人)	未設定(令和6年度(2024年度)中を目途に明確化予定)	気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ピッグデータである気象観測・予測データを意 思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、産業界における気象データの利活用の促進が課 題。 そのため、次期気象衛星などの最新技術の導入による基盤的気象データの高度化やオープン化、気 象データ利活用に係る音及啓発、気象データ利活用ができる人材の育成、といった取組が重要であり、 これらに資する施策を進めていく。 これにより 観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoTなどの最新のICTを駆使した気象 ビッグデータの活用による生産性革命を実現。	0															0				◎国土交通省
04-24	海外安全情報のデータ公開と 活用の促進	海外安全情報オープンデータ サイトへの年間アクセス数の 日標値を令別5年度(2023年度)末までに10,000件とし、利 用の一層の増進を図る。	の利活用の促進による、より	- 昨今の国際情勢に鑑み、安全対策の強化のために国民に対して適切な情報を効果的に提供する必要。これまで海外安全情報は、海外安全ホームページでの閲覧や領事メールによる配信のみであったため、海外安全情報をオーンデータ史して公開する「海外安全情報をオールによる配信のみであったため、海外安全情報をオールでは、「中国・10月間をは、一般企業等に広く情報提供を行い、当初の目標とおりのアクセス数を得ることができたため、今後は更に多くの企業等に利用してもらえるよう、機会を捉えアクセス数増加に向けての施策を検討・実施する。 「東を検討・実施する」、「中国・10月間では、「中国・10月間では、「東京の増加に向けての施策を検討・実施する」、「東京の増加並びに民間サイト、アブリ等の開発及び利用者の増加を促進し、より広く国民への海外安全情報の提供を行うことを実現。	0									0						0				◎外務省
04-25	海のデータ連携の推進	海しるAPIの利用数を試行時 点(令和2年度(2020年度))と 比べ2倍にする(令和5年度末 (2023年度末))	海洋関連分野とのデータ連携 の推進	- 海洋に関連する各分野の成長産業化を推進するため、政府機関等の保有する海のデータを利用者の ニーズに沿った形で提供することが課題。 - 海洋状況表示システム(海しる)の掲載情報の充実やAPI連携等といった利便性向上及び官民関係者 とのネットワーク構築を進め、海のデータの共有・活用を図る。 - これにより、海洋状況表示システム(海しる)を海のデータ連携のハブとして活用することを始め海の データ連携を強化することで、業際を越えたデータの迅速かつ円滑な連携が可能となる。						0				0										◎内閣府、国土 交通省
05-01	金融機関における取引でのマ イナンバーカード(公的個人認 証サービス)の活用促進	公的個人認証サービスに関す る説明会へ参加した金融機関 数			0		(©		0								0						◎デジタル庁、金融庁、総務省
05-02	マイナポイント施策の推進	全国の地方公共団体が多様なポイント施策に活用し得る 基盤の整備(令和4年度(2022 年度)中)	自治体マイナポイントの実施 団体数	- マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施及び地方公共団体が独自のポイント施策を実施 できるようにする必要。 - マイナンバーカードの普及促進及び消費活性化策として、マイナポイント第1弾ではマイナンバーカー ド取得者に最大5,000円分のポイント付与を実施。さらにマイナポイント第2弾では、①マイナンバーカー ドの新規取得者等に最大5,000円相当、②健康保険証利用申込者に7,500円相当、③公金受取口座登 録者に7,500円相当のポイント付与を実施。 - マイナポイントのノウンケを有効活用し、令和3年度(2021年度)に実施したモデル事業の成果を踏ま え、全国の地方公共団体が独自の給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナ ポイントの基盤を整備し提供することを目指す。			(©		0		0	0					,	0		0			◎総務省
05-03	医療保険のオンライン資格確 認の拡大	オンライン資格確認等システムを導入する医療機関、薬局 級(令和5年(2023年)3月末までにおおむね全ての医療機関等での導入を目指す)	医療機関等におけるオンライ ン資格確認の利用回数	- 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。 - マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和3年(2021年)10月から開始した。 - 令和5年(2023年)3月末までにおおむね全ての医療機関等での導入を目指すため、医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。 - これにより、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。			0 (0		0				0				0						◎厚生労働省

					官デ法	第3章基本	的施策	の条(◎:	主に該当	当するも	の、O: 連拍	携するもの)	デシ	タル社会形	ド成基本に	去第4章施	策の策定	に係る基本	方針の条	(⑥:主に該:	当するもの)、〇:連携する	50)	
施策番号	施策名	KPI (2##h)	KPI (++ m)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	11条																			府省庁名
//EXE 1		(進捗)	(効果)		10条 1項 2項	3項 1:	2条 13	条 14条	15条	15条 2項	16条 17	条 18条	19条 21第	22条	23条 24	条 25条	26条	27条 28	条 29条	30条 31第	32条	33条 34条	35条	7. H/, L
05-04	運転免許証とマイナンバーカー ドの一体化	運転免許証とマイナンバー カードの一体化の実現(令和6 年度(2024年度)末)	一体化した免許証の交付枚数	- 一部の免許手続については、住所変更等の際、市区町村の窓口で手続を行った後、警察署等に別途 届け出る必要があるなど、国民に手続面で一定の負担が生じていた。 - 令和3年度(2021年度)は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴う必要な規定を整備するため、道路交通法の一部を改正する法律家を国会に提出した(令和4年(2022年)4月成立・公布)。令和4 年度(2022年度)は、一体化に伴う手続の詳細について、関係機関と連携し、検討を進める。 - 令和3年度(2021年度)にマイナンバーカードの電子証明書を活用して優長連転者を対象としたモデル 事業を実施。令和4年度(2022年度)継続・効果検証予定。 - 令和6年度(2024年度)末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察共通基盤 上に集約する。 - これにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新及びオンラインに よる更新時講習受講を可能とする。	0		•	9	0	0								©	0					警察庁、総務 、デジタル庁
05-05	スマートフォンによる公的個人 認証サービスの利用実現	システム運用開始(令和4年 度 (2022年度)内)	来設定(谭用面、制度面の課題 題の検証を行う業証実験の結果や実現時期を踏まえ設定) (今後、スマートフォン搭載の 実現に向けたグランドアサイン・技術仕様等の検討状況を 踏まえつつ設定)	デジタル社会の形成に向けて、マイナンバーカードの機能を用いた行政手続等の利便性向上を実現するため、スマートフォンーので手続等を完結できるようにすることが必要となるマイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載を可能とするため、電子署名等に係る地方な共団水情報とステム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第133号)の改正業を令和3年(2021年)通常国会に提出(参和3年5月成立、公布)したほか、令和3年(2021年)通常国会に提出(参和3年5月成立、公布)したほか、令和3年(2021年度)中に技術検証やシステム設計を実施した。今和4年度(2021年度)中に技術検証やシステム設計を実施した。今和4年度(2021年度)中に技術検証やシステム設計を実施した。、中和4年度(2021年度)中に技術検証でシステム設計を実施した。、中和4年度でステム対策を支援を表現した。、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1			(9		0								@)		0	0		デジタル庁、 務省
05-06	国外におけるマイナンバーカー ド・公的個人認証サービスの継 続利用	マイナンバーカード: 公的個人 認証サービスの国外継続利用 に必要なシステムの改修(令 和6年度(2024年度)中))	マイナンバーカードを保有する 全ての国民のマイナンバー カード・公的個人認証サービス (電子証明書)の国外継続利 用の実施	- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び 効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法 律(令和元年法律第16号。以下この施策において「改正法」という。) による住民基本合機法 昭和42年 法律第31号) 等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが 継続して利用できるよう整備する。 - 令和6年度(2024年度)中のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用の実現を目 指し、住基ネット等の必要なシステムの構築・改修を行う。 これにより、改正法の改正規定の施行期日(改正法の公布の日(令和元年(2019年)5月31日)から起 算して5年以内で政令で定める日)以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。			(9	0									0)				©;	総務省
05-07	コンビニ交付サービスの導入推 進	コンビニ交付サービス導入市 町村の人口	住民票の写しのコンビニ交付 サービスの割合	住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。 ・地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書について、マイナンバーカードを用いて取得するコンピニ交付サービスの導入促進を図り、令和4年度(2022年度)末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各地方公共団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンピス交付サービスにより取得できる歴明書の種類の充実を図る。 - これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。			(O										©)		0		©:	総務省
05-08	子育て・介護ワンストップの推 進	手続のオンライン化のための情報基盤の整備	手続のマイナポータル利用の 人口カバー率	- 地方公共団体への導入の推進が課題であるため、子育で・介護ワンストップサービスの普及促進に向けて、マイナポータル(ぴったりサービス)に令和2年度(2020年度)に介護関連手続、令和3年度(2021年度)に子官関連手続のオンライン申請における標準様式を登録。 - 令和4年度(2022年度)にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育で・介護関連手続のオンライン中係等の支援を行う。 - これにより国民は子育で・介護関連手続のオンライン中請が可能となり、国民の利便性が向上。	© O													6)				○内報総働(○回委	子デジャル デジャル デデア デジャル の ラ ア イ 大 会 ア リ 会 リ 会 の り 会 り 、 一 を き 、 一 き り 、 一 き り 、 一 、 一 、 も 、 も 、 り 、 一 、 も 、 も 、 り 、 も 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き
05-09	引越しワンストップサービスの 推進	ワンストップサービスの取扱機関数(地方公共団体等)	引越しワンストップサービスの 対象手続の拡充	【行政手続】 - 地方公共団体の手続に関しては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号、以下この施策において整備法しいう。)により、住民基本台帳法を改正し(施行日・整備法の公布の日から2年以内)、マイナンバーカード所有者が、オンラインで転出層・転入・転入・を行い、転入地が、あらかじめ通知された転出届に関する情報により事前準備を行ったで、転出・転入・手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとした。 - マイナボータルを通じたオンラインに表出出席・転入・事約の東現に向けて、令和3年度(2021年度)、関係所省庁や市区町村等の協力の下、検討会及び現地検証を実施し、マイナボータルのモックアップの作成並びに市区町村におる事務フーの及び必要な準備作業率の整理を行った。 オンラインによる転出届・転入予約の実現に向けて、住民の利便性向上及び自治体職員の業務効率化を目的とした市区町村の出たの表別を表別で、オンラインによる転出届・転入予約の実現に向けて、住民の利便性向上及び自治体職員の業務効率化を目的とした市区町村の住民記録システム等の改修を支援するとともに、マイナボータルを改修し、令和4年度(2021年度)中に、全市区町村において、オンラインで転出届・転入予約が行えるようにする。【民間手続】 - 民間手続に関しては、令和2年度(2020年度)から、引っ越しを行う者が、民間事業者が提供する引っ起、アタルサイトを通じて、電気・ガス・水道等の手続着を実施できるサービスを開始している。一令和3年度(2021年度)以降については、引っ越しボータルサイトから手続申請(地方公共団体の手続については、引っ数とボータルサイトから手続申請(地方公共団体の手続については、引っ数とボータルサイトから手続申請(地方公共団体の手続について)、日本をは日本では、マイナボータルを経由と行うないて、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を踏まえたとで、対象手続の更なる拡大を図る。	© O													6)				個.	デジタル庁、 人情報保護 員会、総務省
06-01	保健医療情報を全国の医療機 関等で確認できる仕組みの推 進	確認できる保健医療情報の データ項目【データヘルス改革	保健医療情報を確認した件数 【確認した件数については、今 後設定(確認できる仕組みは 令和3年(2021年)10月下旬か	プトに基づく薬剤情報や特定健診等情報を確認できる仕組みについて、特定健診等情報及び薬剤情報 については今和3年(2021年)10月から確認できるようになっている。 一さらに、透析の情報など対象となる情報を拡大し、令和4年(2022年)夏を目途に確認できるようにす						0				0							0		個.	厚生労働省、 人情報保護 員会

					官	『デ法第3章	基本的	施策の	条(②:主	に該当っ	するもの、	〇:連携	するもの)	Ŧ	ジタルネ	1会形成	基本法第	4章施策の	策定に係る	基本方針	の条(◎:主	に該当する	5ŧ0,0:	連携するもの)
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条	11条 1項 2項		13条	14条	15条 1項	15条 2項 16	条 17条	18条	19条 21	条 22	条 23条	24条	25条 26	条 27条	28条 29	9条 30条	31条 32	2条 33条	34条 355	府省庁名
06-02	健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	いくための調査を実施(令和4	等情報の取扱いに関する基本	-個人に関する健康、医療・介護等データ(PHR: Personal Health Record)は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、未入が蓄積・利居用に他者への提供を含む、うするこが困難な状況、平成28年度(2016年度)から平成20年度(2018年度)までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業を必要機断的(CPHRを2数事)活用が自動を対策が表す。 今和年年度(2019年度)以降においては、当該研究事業の成果を踏まえつつ、厚生労働省及び経済産業省ともに民間事業者に必要なルールの在り方等を検討。 今和4年度(2019年度)以降においては、当該研究事業の成果を踏まえつつ、厚生労働省及び経済産業省ともに民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。 - で和4年度(2022年度)においても、引き続き、上部の民間事業者に必要ルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。 - このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。 - 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及は、医療費・介護費の増進・の事の基準に書かるの確立、成果の推進・普及は、医療費・介護費の増進・10年の場合とである。特に、遠隔医療については、医療の質の向上、最多の利便性の向上、離島やへき地などにおける医療の地域差の是正等、地域医療の充実の程点から重要と位置付けられてきたが、新型コロナウイルス医発症の発生により、遺縁医療の充実の程点から重要と位置付けられてきたが、新型コロナウイルス医発症の多生により、遺縁医療の方を上のう違属医療の取組状況等の制度を実施するとともに、当該調査や過年度調査を踏まえ、医師対医師の遠隔医療(DtoD)かモデルの検討を行ってきた。 一つれ4年度(2022年度)においては、「遠隔医療モデル参考書ー医師対医師の遠隔医療(DtoD)版一」を公表する。	0		0	0	0		0				C						0		0	©	◎総務省、個人 情報保護委員 大デジタル庁 厚生労働省、紹 済産業省
06-03	レセブト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業	年度の実績報告を6月末まで	保健指導対象者の減少率、特	- データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらうまがある。 - 令和4年度(2022年度)も引き続き、効果的・効率的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保険事業の標準化を検討する。 - 一、元化より、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。									0						0			(0		◎厚生労働省
06-04	報データベース」(NDB)に係る	集計項目の選定及び集計状況(第7回NDBオープンデータ	対するアクセス数(目標値や 達成時期については、利用者	「解決」ようとする課題やこれまでの取組] 「レレフト情報 特定健診・事情報データベース」(NDB)のデータについては、研究者や民間を含む一般に広く入手可能とすることを目的として、オーブンデータ化に取り組んでおり、令和3年(2021年)8月には第6回NDBオープンデータを公開。 また、令和2年(2020年)10月に施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により、民間事業者等への第二者提供や他の公的データベースとの連結解析を制度化。また、NDB利活用の拡大に向けて、NDBのシステム更改を行うとせに、医療・介護データ等のクラウド環境の解析基盤の試行利用を令和4年(2022年)4月から開始。 「今年度以降取り組んでいくこと」 「今年度以降取り組んでいくこと」 「今和3年度(2021年度)に多なられた集計要望に対する対応について、「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」において検討を行い、追加集計項目を決定し、令和4年(2022年)利頃までに第7回 NDBオープンデータを公開予定。 「他の公的データベースとの遺籍については、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したものから順次対応する。DPCデータベースとNDB・介護DBの連結については、本の場では、おりまでは、おりまでは、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きなの場では、大きないの場では、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きないのは、大きない		0				0												©			◎厚生労働省(個人情報保護 委員会
06-05	指定難病患者、小児慢性特定 疾病児童等の診療情報を登録 するためのデータベースの活用 促進	ベースへのデータ登録件数/	データベースからのデータ提 供件数	- 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集する必要がある。 - 平成29年度(2017年度)中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、令和元年度(2019年度)には、研究者へのデータ提供を開始したおり、今後もこうした報程造める。また、業事患者等の利便性の向上を図るため、本計画等に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申請のオンライン化の実施についての検討を行う。 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結び付け、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献することが期待される。						0											9	(0		◎厚生労働省、 個人情報保護 委員会
06-06	匿名加工医療情報の利活用の 推進	認定匿名加工医療情報作成 事業者による医療情報の収集 規模(令和4年度(2022年度) までに900万人)	件数(令和4年度(2022年度)	・健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報問関する法律(平成28年法律第28号。以下「次世代医療基盤法上いう」を平成30年(2018年)5月に施行。(医療情報の収集規模:88万人、利活用件数:94件(今和3年(2021年)8月時点)) - 今後、次世代医療基盤法の施行後5年が経過する令和5年度(2023年度)に向けて、必要を見直しの検討を行う。 - 具体的には、座学官による匿名加工医療情報の優乗分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。			0				0				C)		0				(0		◎内閣府、個人情報保護等の内閣府、個人情報保護を、部科学なり、評科学省、厚生労働省、経済産業省
06-07	予防接種記録の電子化推進と 疫学調査等への活用の検討		_	- 「予防接種に関する基本的な計画」(平成26年厚生労働省告示第121号)において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びほん返の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な安学情報を含めた科学的根拠を基に比較考量することとされている。 - このため、平成30年度(2018年度)においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、令和元年度(2019年度)からは、予防接種情報と一部診療情報を組付けるモデル事業を実施しており、令和4年度(2022年度)より書き続き来渡する。 - これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。			0				0									0		C	0		◎厚生労働省、 個人情報保護 委員会

					É	言デ法第3章	董基本的施策 <i>0</i>	条(◎:主に該	当するもの	の、〇: 連携す	するもの)	デジタ	ル社会形	成基本法?	第4章施策	の策定に	係る基本に	方針の条	(◎:主に診	当するも	の、〇:連掛	きするもの	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条	11条 1項 2項	条 12条 135	₹ 14条 15第 1項	15条	16条 17条	18条 1	9条 21条	22条 23	条 24条	25条	26条 27	条 28条	29条	30条 31	条 32条	33条 3	4条 35第	府省庁名
06-08	ICT等を用いた遠隔診療の推 進	・遠隔医療設備整備事業で在 宅患者用機器導入の補助を 実施した件数(令和4年度 (2022年度)目標:47件)	・適隔診療に関する診療報酬 の算定件数 ・オンライン診療を実施すると 都道府県に報告している医療 機関数	- 令和2年(2020年)4月、新型コロナウイルス感染症拡大下の時限的・特例的措置として、医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をし差し支えないこととされた。また、この措置を受けたオンライン診療の実施状況を踏まえて「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂し、初診からのオンライン診療の実施を可能とした。 今後、 ・		2·9		0		0							0			0		0	◎厚生労働省、 総務省
06-09	高度遠隔医療ネットワーク実用 化研究の推進	手術支援ロボット、高精細映像内視鏡システムを用いた遠 際所乗物原実現のための通信 環境等整備	に、厚生労働省の指針で求め られる遠隔手術支援に要する	- 厚生労働省が令和元年(2019年)7月に改定した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、遠隔地の医師が直接患者の手術を執力する「遠隔手術」について、一定の条件を満たした場合においては医院法(解和29年法律第201号)に反せず実施可能な旨が明確にされた。これにより、日本における遠隔手術の進展が期待されている。 - 遠隔手術を実施するに当たっては、各学会において、必要な通信環境等を定めたガイドライン整備が求められている。遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティといった通信環境の検討・整理に資するため、実際に手術支援ロボットやネットワークやセキュリティといった通信環境の検討・整理に資するため、実際に手術支援ロボットやネットワーク等を用いて遠隔手術の臨床試験を実施し、実用化に向けて、各学会における遠隔手前ガイドラインの変に「85年5。 - このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス割出等による経済成長を期待。						0						(0			0		0	◎総務省
06–10	児童生徒1人1台端末の整備	・教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒教 ・端末の利託用に関するガイドラインの作成	現 ・非常時においてもICTを活用	- 諸外国と比べて学校でのICTを活用した学習の頻度が低い(PISA2018調査)、児童生徒の授業中におけるICT活用に関する関心が高いにもかかわらず、実際には活用が進んでいない(平成31年度全国学力・学習状況調査(文部科学省))など、学校が児童生徒のICT活用への関心に応えられていない実情があった。加えて、国内の各都道府県における学校ICT環境整備の状況についても地域間の差が顕著であったとなどを踏まえ、全ての子供たもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、学校における1人1台端末環境の実現に向けて取り組むこととした。一次部科学省としては、GIGAAクール構想に基づき、義務教育院間の児童生徒人1台端末の実現に向けた支援を行うとともに、各宅・オンライン学習」必要な通信環境の整備支援やセキュリティを確保した上で学校に整備された端末の家庭への持ち帰りに関する留意事項等を整理したガイドライン等を作成、周知した。これにより、Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを建し入取り携さことのない、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するための環境を速やかに整備する。						0			•	0						0			○文部科学省、 デジタル庁、総 務省、経済産業 省
06-11	次世代の学校・教育現場を見 据えた先端技術・教育データの 利活用促進		学校現場における先端技術・ 教育データの効果的な利活用	- GIGAスクール構想による1人1台端末環境において、教育上の課題の解決や、教育の質の向上を支援するものとして、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、先端技術や教育データの効果的な活用方策の検討や、現場における課題を踏まえた留意点等についての整理が必要。 - そのため、令和4年度(2022年度)に次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進に関する実証研究及び実証の成果を踏まえた先端技術活用ガイドブック等の増補・改訂を行い、GIGAスクール構想の更な名推進につなげる。 - これにより、教育の質を向上させ、「子どもの力を最大限引き出す学び」を実現。						0			() ©						0			◎文部科学省、 個人情報保護 委員会
06-12	ICTを活用した教育サービスの 充実	校等教育機関へのEdTech試 験導入(令和4年度(2022年 度)中に約3,600校) ・STEAMライブラリーを活用し	- 学校等教育機関における 匠団を6サービスの継続利用 数の増加 ・STEAMライブラリーの活用実 績の増加(活用事例数等の増 加)	Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けては、単なるICT環境及び領末の整備ではなく ー人一人の理解度、特性に応じた個別最適な学びや、異なる考え方が組み合わさりより良い学びを生み 出す協働的な学び、格差のない公平な学びの実現、感染症の拡大時等の非常時にも学びを継続できる 環境を構築する必要がある。 そこで、EdTechの学校への導入の推進を図るとともに、グローバルな社会課題等を題材にした STEAN教育コンテンツのオンライン・ライブラリーの運用や利用活用促進、外部コンテンツとの連携等に 取り組む。 これにより、単なる教育における通信環境・端末整備にとどまることなく、個別最適な学びと協働的な 学びの一体的な充実を通じて、実社会で必要となる資質・能力を育成するとともに、非常時にも強い教 育環境を実現する。						0				0						0			◎経済産業省、個人情報保護等のでは、総務省、文部科学省
06-13	教育データの効果的な活用の推進	教育データ標準の公表・改訂	教育・学習分野におけるデー タ活用の推進	- 学習者の力を最大限引き出す学びの実現に向けては、学習データを効果的に利活用できるような仕組みの整備が必要。 ・そこで、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育データ利活用に向けた今後の論点や方向性 を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」も踏まえ、文部科学省における教育データ標準の改訂 等、各省庁における取組を着実に推進する。						0			(0 0						0			◎文部科学省、 デジタル庁、個 人情報保護委 員会、総務省、 経済産業省
06-14	学習者用デジタル教科書の普 及促進等	ける学習者用デジタル教科書	学習者用デジタル教科書の整備率を令和7年度(2025年度)までに100%とする	- 教育の情報化に対応し新学習指導要領を踏まえた「主体的、対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な力度並生徒の学習上の支援のため、必要に応じて学習者目用デジタル教科書を使用して学習することが困難な力度並生徒の学習上の支援のため、必要に応じて学習者用デジタル教科書を機可の他の教科書に代えて使用することができるよう、学校教育法(昭和22年法律第26号)等の法令の改正等が行われ、平成31年(2019年)4月1日に施行された。「デジッル教科書の今後の在り方に関する教旨会議において、令和3年6月に第一次教告を取りまとか、学習者用デジタル教科書(以下「デジタル教科書という。)の今後の在り方について、全国的な実証研究の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後終細に維持する必要があるとされた。令和3年度(2021年度)においては、学習者用デジタル教科書者及促進事業として、広グ小学校5年生や中学校3年生に11教科分のデジタル教科書と提供、普及促進を図ろための実証事業へ多教材のデジタル教科書を教の児童生徒が同時に利用する際のクラウド配信に関するフィージピリティ検証、デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業を行つている。今和4年度(2022年度)においては、小中学校等によけるデジタル教科書の使用経験・実績を蓄積し、本格的な導入に向けた課題の抽出やその対応策を検討することでデジタル教科書を確実に適用できる機能を確認したり、使用に対する不安の私社や効果的な活用方法の普及を図ったリプラインをの使用に入り、実施学の実施するほか、デジタル教科書のクラウドの記集的に関する検証やその使用による効果・影響の実証研究等を実施する。また、こうした実証研究の成果も踏まえつつ、中央教育審議会において教科書・教材のデジタル化の進め方等について検討いただくともは、その議論を踏まえ、教育との効果を十分に考慮しながら対応する。						0				0						0			②文部科学省
06-15	防災・滅災のため、必要な情報 を円滑に共有できる仕組みの 構築			- 災害対応に当たる者の迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に 把握する仕組みを検討する必要がある。 - 災害対応規制における情報収集、整理を支援するチームであるISUT (Information Support Team)の 運用において、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう提供情 報の多様化や機能向上を図る。 - これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるよう になり、効果的な災害対応が可能。		0			0			0			0			0		0			◎内閣府、個人 情報保護委員 会、関係府省庁

					官デ	法第3章基本的施策の	条(◎:主に詰	当するも	の、〇: 連携する	るもの)	デジタ.	ル社会形	或基本法領	第4章施策	の策定に係	る基本方	針の条(@):主に該	当するもの	の、〇:連打	隽するもの	.)
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条 13 23	条 項 3項 12条 13条	14条 155	t 15条 i 2項	16条 17条	18条 19第	21条	22条 23	条 24条	25条	26条 27剪	全 28条	29条 30	0条 31条	32条	33条 3	14条 355	府省庁名
06-16	罹(り)災証明のデジタル化	被災者支援に関する説明会に おける参加地方公共団体(都 道府県)数 目標値:47都道府県		- 罹(り)災証明手続のデジタル化については、令和2年度(2020年度)末において、約40%の地方公共 団体がシステムの導入等を行っているもの。引き続き、その手続か在り方を見直すこか課題。 - このため、内閣府において、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と 連携して被災者支援に済用でき、また、罹(り)災証明書の電子申請やコンピニエンスストアでの交付にも 対応できる基盤的なシステム(「クラウト型板災者支援システム)」を令和4年度(2022年度)に適用開始 予定。 - また、航空写真の活用等による住家の被害認定調査の迅速化・効率化手法については、罹(り)災証 明手続のデジタル化に関する事例等と併せて、引き続き、地方公共団体に周知。 - これにより、罹(り)災証明手続の迅速化・効率化を図ることができ、被災者及び行政機関の負担軽減 に寄与。	0	0										0	0		0			◎内閣府、デジ タル庁
06-17	被災者台帳管理	被災者支援に関する説明会に おける参加地方公共団体(都 道府県)数	被災者台帳管理にマイナン パーの活用を予定している地 方公共団体数	- 被災者の援護に関する業務において、公平な支援を効率的に実施するためには、被災者の被害の状況や支援の実施状況などを一元的に集約した被災者台帳が重要、そのため、地方公共団体に対して会議等の場において、被災者合帳の作成を促している。また、令和3年度(2021年度)にクラウド型被災者支援システムを構築し、被災者台帳をシステム化していない地方公共団体に対しても、システム化している。また、今報等の場を通じて被災者台帳の作成を促すとともに、台帳作成に際するマイナンバー活用のメリットを周知していく。また、クラウド型被災者支援システムは、令和4年度(2022年度)に適用を開始するため、地方公共団体に対して周知を図っていく。一被災者台帳の作成及び作成に際するマイナンバー活用のメリットに関してあらゆる機会を設けて継続的に書及啓発を促すことで、被災者と行政の利便性の向上を図るとともに、被災者支援システムの普及により、地方公共団体に対ける被災者台帳等を含め被災者支援業務の迅速化・効率化とともに、地方公共団体のシステム整備に係る費用の低減を図る。		0										0	0		0			◎内閣府、◎デ ジタル庁
06-18	被災者生活再建支援金手続に おける添付書類不要化等	被災者生活再建支援金手続 に関する説明会における参加 地方公共団体(都道府県)数 目標値-47都道府県	被災者生活再建支援金の手 続において住民票の写しを不 要化した地方公共団体(都道 府県)数 目標値:47都道府県	- 械災者生活再建支援金手続においては、当該手続をより迅速かつ効率的に行うことができるようにすることが課題となっている。 - このため、当該手続におけるマイナンバーを利用した罹(り)災証明情報の庁内連携の実施や住民票 の写しの添付の不要化について、活用事例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。 - また、内閣所において、マイナボータルと連携した、地方公共団体が共同利用可能なシステムの活用 による、当該手続の簡素化や電子申請の円滑化について検討を行う。 - さらに、被災者生活再建支援金手続における、マイナンバー制度の情報連携を活用することによる口 座情報の写しの添付の不要化を実現する予定。 - これにより、支援金手続における被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。	0	0										0	0		0			◎内閣府、◎デジタル庁、厚生労働省
06-19	国・地方公共団体・事業者等に おける災害情報の共有の推進	訓練又は災害発生時に、地方 公共団体や事業者等への SIP4Dを活用した情報共有を 年1回以上実施	国・地方公共団体・事業者等 で必要な災害情報を共有でき る仕組みの構築により、きめ 細やかかつ迅速な災害対応を 実現	- 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速 で効果的な災害対応を支援する。 SIPADに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIPADの高度化のための研 実開発を推進する。 - これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるよう になり、効果的な災害対応が可能。			0	0				0					0		0		С	◎内閣府、個人 情報保護委員 会、文部科学省
06-20	AIチャットポット等の活用	防災チャットボットの実証実験:実災害適用回数 ・実証実験(訓練):目標3件/年 ・実証実験(長期運用、実災害 含む):目標3件/年	防災目的のチャットボットを利 用可能な地方公共団体数(令 和5年度(2023年度)100地方 公共団体)	災害対応においては、行政機関が迅速に情報収集を行い、被災者にとって必要な情報を的確に発信することが重要。 - このため、戦略的イバペーション創造プログラム(SIP)第2期において、住民一人人との自動対話機能で被災情報集約と避難支援情報発信を時に実現する防災チャットボットの研究開発と社会実装の取組について、実証実験や変災害適用を行いつつ進める。 - これにより、一人一人からの情報をリアルタイムに分析・共有し災害対応における意思決定に活用するとともに、一人一人の状況にカスタイマイズされた必要な情報を提供し、適切な避難行動を支援することが可能。				0	0			0				0			0		0	◎内閣府、デジ タル庁、総務省
06-21	準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進		準天頂衛星システムによる、 衛星測位サービス、測位精度 や信頼性を向上させる測位補 強サービス及び災害情報・安 否情報を配信するメッセージ サービスの提供	- 平成30年(2018年)11月1日に準天頂衛星4機体制による運用を開始。 - 令和3年度(2021年度)に初号機後継機を打上げ。 - 令和5年度(2023年度)を目途に7機体制による持続測位を実現。				0	0						0	0			0			◎内閣府
06-22	公共安全UFEの実現のための 安定性・信頼性向上に向けた 技術的検討	公共安全LTEの運用開始(令 和3年度(2021年度)からの先 行的な運用開始及び令和4年 度(2022年度)からの運用本 格化)	関係機関数(数値目標につい	従来の公共業務用無線は音声通信中心のシステムであり画像、動画等の大容量のデーラ通信が難しい。また、各機関が個別に整備するために高コストであるとともに、関係機関間の円滑な情報交換も容易ではない。 令和4年度(2022年度)は、安定性・信頼性・セキュリティを値保した上で公共安全しTEの本格通用を開始するとともに、実災害時における有効性を更に向上させる観点から、関係府省庁等と連携し、引き続き技術面・運用面での検討を行う予定である。 これにより、公共機関における通信手段の高度化や、独自の通信方式ではなく世界的に標準化された技術を活用し、共同利用型のシステムとして整備することで、規模の経済による低コスト化が期待されるとともに、関係機関が同ーネットワークで繋いてがらことによって組織を超えた円滑な情報共有が可能となり、もつて災害時等における円滑な救助・復旧活動の実現が期待される。				0		0							0		0			◎総務省
06-23	Jアラートによる迅速かつ確実 な情報伝達の実施	情報伝達手段を多重化した地 方公共団体数	地理的な制約、年齢、身体的 な条件等にかかわらず、全て の住民の迅速かつ確実な避 難の実施	- 国はこれまでもJアラートによる緊急情報の発信を実施。 - 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団 体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確 実に受け取ることができる体制を構築。 - これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。			0					(9						0	0		◎総務省
06-24			携(令和5年度(2023年度)1	令和3年度(2021年度)まで、地方公共団体者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を 推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを適じた普及啓発等を行った。令和5年度(2023年度) において、Lアラートは他の災害関連システムとの新たな連携が予定されている。 令和4年度(2022年度)においては、他の災害関連システムとの連携により、地理空間情報と組付い た情報を住民や行政機関へ提供が可能となるよう調益研究を実施し、災害情報の視覚化を推進する。 - これにより、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の弧充・利活用の拡大を推進。				0				0										◎総務省
06-25	自動運転のアーキテクチャ構 築と実証事業の推進	モビリティ分野における地理 系データのポータルサイトへ の登録者数	提供等、多様な利用者が交通	- 情報所有者と情報活用者のマッチングを図り、情報流通を促進させる仕組みを構築するために、そのトリガーとなるためのデータ整備を行うとともに、ボータルサイト(MD communet)の一般公開を実施したところ。 - 令和4年度(2022年度)については以下の取組を実施する。 (ペータルサイト(参加する企業間のマッチング事例に基づくユースケースの創出、コミュニケーション 機能の強化によるデータ提供者とサービス提供者のマッチング創出。 ○データを保有する企業、団体のボータルサイトのの参加を促進するとともに、サービスを創発し、データ活用ニーズを発信するデータ利用者への普及促進活動を加速するとともに、サービスを創発し、データ活用ニーズを発信するデータ利用者、地方自治体等と連携して、京都の課題解決のためのアブリコンテストを開催するとともに、コンテスト用に提供されたデータの継続的な利用を可能とするスキームの検討を行う。 - これにより、自動運転に係る交通環境情報等地理系データの多用途展開のためのポータルサイトを提供し、ボータルサイト参加者による新しいサービスの創出を実現。				0				•	٥			0			0			◎内閣府、警察 庁、デジタル庁、 終務省、国土交通 業省、国土交通 省

					官デ法第3	章基本的施策の	条(◎:主に該当	するもの、	〇:連携するもの)) デジ	タル社会形成	成基本法第4	章施策の第	定に係る	S基本方針	の条(◎:主	に該当する	ŧσ, Ο:}	重携するも	(0)
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条 1項 1 2項	条 項 12条 13条	14条 15条 1項	15条 2項 16	条 17条 18条	19条 21条	22条 23	条 24条	25条 26第	全7条	28条 2	9条 30条	31条 325	33条	34条 3	府省庁名 5条
06-26	小型無人機(ドローン)の制度 整備と社会実装の推進	実証実験件数	有人地帯での目視外飛行の 実現	令和3年(2021年)3月、ドローンの有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度を実現するため、航空法等の一部を改正する法律案を同年の通常国会に提出し、同年6月に成立した。現立・今後、令和4年度(2022年度)中に有人地帯での目視外飛行を可能とする制度を実現するとともに、制度の円滑な連用に必要となる体制やシステムの整備等を行う。また、過疎地域等における無人航空機を活用したが変更れる事業において、全国で実証実験等を実施するとともに、実証実験で得られた好事例を整理・機展制する。 − これにより、令和4年度(2022年度)を目途に有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。				«	•				0	○	0		©	0	0	●無権室主義 原・型策室・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・
06-27	「デジタル交通社会推進戦略 (仮称)」に基づいた取組の推 進	「デジタル交通社会推進戦略 (仮称)」本文内に記載	「デジタル交通社会推進戦略 (仮称)」本文内に記載	- 令和12年(2030年)に向けて、国民の豊かな暮らしを支える安全で利便性の高いデジタル交通社会を世界に大駆け実現するため、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進める。 - 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・入流の効率化を適于投収負債の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。				()						0		C	,		◎デジタル庁、 内閣府、警察庁、総務省、経 済産業省、国土 交通省
06-28	官民の保有するモビリティ関連データの連携	ガバメントクラウド上で提供される、データを利活用したモビリティサービス数		- 官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、世界初の自動運転レベル3の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界とリードしてきた。 - モビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのブラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る。 - 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。		9					0				0		C	,		◎デジタル庁、 内閣府、警察 庁、総務省、経 済産業省、国土 交通省
06-29	位置情報を統一的な基準で一意に特定する「3次元空間ID」 の整備	3次元空間情報基盤を活用したモビリティの運行回数	KPIの設定時期: 令和6年度 (2024年度)末	- モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことができな し。 - 実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「3次元空間四」を整備して、データ化した空間 情報を取得・加工した上で利用者に提供するデータの流通構造を持った3次元空間情報基盤を構築す る。 - モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことが可能と なり、将来的には500万回の運行が可能となる。				0						0	0	0	C			◎デジタル庁、 内閣官房、内閣 府、警察庁、総 務省、経済産業 省、国土交通省
06-30	官民連携でのETC2.0データの 活用	協定締結数(目標:令和4年度		- 車両の情報、走行履歴情報、挙動履歴情報により構成されるETC2.0データの官民連携による利活用 に向けて、平成30年(2018年)8月及び令和元年(2019年)10月に新たなサービス提案の公募を実施し、 計23サービス変を選定。 - 民間からの提案サービスのうち調整が整い、ETC2.0データの提供に関する協定を結んだものから、実 用化に当たっての制度的・技術的な課題を検討した上で、実証実験を継続中。 - これにより、民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滞化、安全性の向上等地域の モビリティサービスを強化。	0											0	C			◎国土交通省
06-31	データ連携による生産・流通改革	ラットフォームの構築(令和4年度(2022年度)末まで) ②飲食料品卸売業における売	ラットフォームの構築状況を踏まえ令和4年度(2022年度)内に策定 ②流通の合理化を進め、飲食	至るまでの様々なデータを収集・活用していくことが必要である。また、食品流通の合理化・高度化を図るため、サブライチェーン上のデータ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、業務の自動化・省人化、コールドチェーンの整備等が必要である。				© (C			◎農林水産省、 内閣府、デジタ ル庁
06-32	農業生産のスマート化	・病害虫画像の収集スキーム を搭載した病害虫診断サービ な利用促進(令和4年度 (2022年度)末までに農家へ 展開するベンダーによる利用 が6件以上)・ ・育種が一チャルラボの実装 (令和4年度(2022年度)末までにWAGRIへ実装され、種苗 会社等が品種開発に利用開始)	利用した者からの病害虫画像 収集データ数(令和4年度 (2022年度)末までに500件以 上) ・育種パーチャルラボを利用し て品種開発を行う機関数(令	- 農業者の減少と高齢化、更には後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、スマート技術を駆使した生産性の高い農業会実現する必要がある。本目的の達成のため、これまでに野菜の主要病害虫の画像診断技体を関したり、育種関連データの保存と利用を支援する資料で、データルの大力で開発等を推進。これらスマート技術の社会実装に向け、技術の実証及び改善が必要。 各種AIの構度向上や画像診断技術の対象性物・病害虫の拡大及び画像診断サービスや育種バーデャルラボの社会実を推進し、これらサービスを適した持続的なデータの蓄積体制の構築を目指す。これにより、病害虫防除と品種育成において、生産性の高い農業に資するスマート技術の持続的な提供が実現。				© (0		0	0			C			◎ ◎農林水産省
06-33	農業情報の標準化の推進	策定した情報の取扱いに係る ガイド及び標準化に係る個別 ガイドラインの1個以上の新設 又は改定	た改定及び充実	- データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的比立戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業「サービス権学利用規約が「大及 び標準化ードマップに基づき1項目の個別がイドライン等を策定。 - 令和4年度(2022年度)以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じた見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携さ可能とするシステム基盤における標準化の進捗やデータ連携の実情等を踏まえ、個別ガイドラインを実定していたことする。 - これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。				0			0			0			C			◎デジタル庁、 農林水産省、総 務省
06-34		度計画の進捗状況(単年度評		- 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・Al·loTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。 - これまでのスマート農業型プロジェクトで得られた成果に競量を踏まえ、生産現場のスマート農業の加速化等に必要な技術の開発から、個々の経営の枠を超えて効率的に利用するための実証、実装に向けた情報発信までを総合的に取り組む。 - これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。				(•					0			C		,	◎ ◎農林水産省

		KDI	KDI		Ĩ	宮デ法第3章	基本的加	施策の条((◎:主に該当	当するもの	の、O: 連携す	るもの)	デジタ	ル社会形成	龙基本法第	4章施策の	策定に係	る基本方	針の条(◎:主に該	当するもの	D、O:連	携するもの)
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条	11条 1項 2項 3項	12条	13条 14	4条 15条 1項	15条 2項	16条 17条	18条 19第	21条	22条 23	条 24条	25条 26	条 27第	28条	29条	30条 315	条 32条	33条	34条 35身	府省庁名
06-35	データをフル活用したスマート 水産業の推進	水産業におけるデータ契約ガイドラインの元業(令和5年度 (2023年度)まで)及びデータ 標準化リストの策定(令和5年度 (2023年度)まで)	テータ利活用の取組を展開 (令和5年度(2023年度)まで に4海域以上)	- 水産分野における、データを連携・活用・共有する取組を進めることが課題となっていることから、水産 来デーラ連携基盤を構築するとともに、今和2年度(2020年度)にデータ利活用のための有識者協議会 を設置し、データポリシーの策定やデータ標準化のための検討を進め、令和3年度(2021年度)に水産 分野におけるデータ利活用ガイドラインを策定した。 - 令和4年度(2022年度)以降も、データポリシー、データ標準化に向けた検討を進め、策定したガイドラ インの書及、見直しを行うとともにデータ標準化の方針を策定するなど、データ利活用を促進する環境を 整備する(今和5年度(2023年度))。 - これらの取組を通じて、データの連携・共有・活用を図り、水産資源の評価・管理の高度化を実現する とともに、水産業を支援するサービスを創出し、データ利活用の取組の展開を図る。		0 0	©			0	0			0		C) ⊚				0			◎農林水産省、 デジタル庁
06-36	水産流通適正化制度における 電子化推進対策事業	県域における漁獲番号等の伝達の電子化に取り組む都道府 課数(令和4年度(2022年度) までに6県)	挙件数(令和9年度(2027年	- 水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU(違法、無報告、無規制)漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。 このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)が令和2年(2020年)12月に成立し、令和4年(2022年)12月に施行予定。 一同制度の円滑な連用に向け、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地市場等の負担軽減を図るため電子化等体制の整備・普及を行う。		0			0							C) @				0			◎農林水産省
06-37	農林水産省共通申請サービス (eMAFF)によるDXの促進		ライン利用率(全体の申請のう	- 農業従事者数の減少及び高齢化に加えて、地方公共団体の農政担当職員事も減少している状況。農林水産業を成長産業としていたか、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が公共団体等の職員が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することが必要。 そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の技本的な見面しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット等からオンラインで申請がら、えるようにする農林水産省も通申請サービス(eMAFF) 法構築を書き、他MAFFの利用を進めながら、デジリル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共適管理システム (eMAFFを助図) 上を開き、た田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共立案を進めるため、農林水産省職員向けのデータサイエンティスト研修を行うなどデータ活用人た政策に表しませ、中国・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	0	0 0	©	0 (© ©	©	•		0	0 6		•) 0	0	0	0 0) ©	0	0 0	◎農林水産省
06-38		・eMAFF農地ナビへのアクセス数・農業委員会等による農業委員会等による農業委員会サポーシステムへのログイン数	・全農地面積に占める担い手 が利用する面積の割合(令和 5年度(2023年度)までに8割)							0									0					②農林水産省、個人情報保護 委員会、デジタ ル庁
06-39		効率化・高度な木材生産等を 可能とする「スマート林業」や、	積・集約化の目標面積に対す	- 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、森林施業が分散的に行われ効率性を欠くことが多し。そのため、面的なまとまりを持った森林の経営管理を行うには、所有者・境界を明確化し、施業集約化を進めることが必要である。 - 近年のデジタル技術の進展によりにTの活用可能性が広がっており、航空レーザ計測・解析による高精度な森林資源・地形情報の把握・活用や、都道府県の森林クラウド等を通じた森林組合・林業経営体等に対するこれらの情報の共有を促進してきた。 - これまでの取組を踏まえ、ICTを活用して資源管理・生産管理を行う「スマー林業」の全国的な普及を推進し、高精度な森林情報や所有者・境界情報も活用した森林組合・林業経営体等による施業集約化を推進し、高精度な森林情報や所有者・境界情報も活用した森林組合・林業経営体等による施業集約化を推進する。 - 特に、私有人工林において令和10年度(2028年度)末までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することを目標として、森林の経営管理の集積・集約化を進める。						0				0							0			◎農林水産省
06-40	筆ポリゴンデータのオープン データ化・高度利用促進	筆ポリゴンの利用件数(令和5 年度(2023年度)のアクセス数 1,500)				0				0										0				◎農林水産省
06-41	サイバーボートの整備(港湾物流分野)	接続可能な港湾関係者数(令和7年度(2025年度)約650者)	種機能の利用回数 ※KPI(進捗)とKPI(効果)は連動するため、KPI(進捗)に即してKPI(効果)を設定することを 考えているが、運用開始直後	- 港湾物流手続は、各社のグループ内や特定の事業者間での電子化は進んでいるものの、港湾物流に関わるいずれの業種においても、約5割の手続が依然として紙、電話、メール等で行われているのが現状、このため、紙やPDFの情報を電子化するための再入力作業や、情報や手続状況の電話問合せなど、非効率な作業が発生。今和3年(2021年)4月に第一次運用を開始した、サイバーボート(港湾物流分野)について、令和4年度(2022年度)は輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)との直接連携強化等の機能改善や利用促進を図るともに、運営体制の確立に向けた検討を進める。 - これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流分野の生産性向上を図る。	0	0			0	0	0	0		0			0				0	0		◎国土交通省、 デジタル庁、財 務省
06-42	良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「Eトを支 準の生産性を有する「Eトを支援するAIターミナル」の実現	の実現に向け、以下の取組を 実施 ・熟練技能者の暗黙知の継承 (令和3年度(2021年度)まで) ・コンテナ蔵置場所の最適化	実現したコンテナターミナルにおいて、コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジュールを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消(令和5年度(2023年	- 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での洗滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局において、「ヒトを支援するAIターミナルIを実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出する。 - 令和元年度(2019年度)に創設した遠隔操作RTG(※)の導入に係る支援制度を活用し、遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、これら荷役機械の生産性向上に資するAI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業を始めとした、AIターミナル高度化実証事業を実施している。 - 令和2年度(2020年度)までに開発したターミナルオペレーションの最適化に資するシステムを活用し、荷繰り回数の最少化の改善効果等について明らかにしつつ実装を進めるとともに、令和4年度(2022年度)までに、その他の所要のシステムについても開発する。 (※)タイヤ式門型クレーン(Rubber Tired Gantry crane)						0	0						0				0			◎国土交通省、 デジタル庁

					1	官デ法第	3章基本的	内施策の条	:(◎:主に該当	するもの	D、O:連	携するもσ.))	デジタル社会	形成基本	太第4章施第	の策定に係	る基本方針の	条(◎:主に	ちょうしょ	の、〇:連	きするもの	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)		11条 1項 2項	11条 125	条 13条	14条 15条 1項	15条 2項	16条 17	条 18条	19条 2	1条 22条	23条 2	24条 25条	26条 27条	28条 29	条 30条 31	条 32条	33条 3	4条 35单	府省庁名
06-43	国土交通データブラットフォー ム 整備	国土交通データブラットフォー ム上連携するデータ数(令和2 年度(2020年度)約22万件、 令和7年度(2025年度)約 150万件)		- 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、機断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」について、令和2年(2020年)4月にver1.0を公開した。その後も各種データ連携を拡充しており、令和3年度(2021年度)はver2.1として、工事の電子成果品データや、BIM/CIMデータ、3次元点群データ、3D都市モデル(PLATEAU)等と連携を実施した。 - 令和4年度(2022年度)以降は民間や地方公共団体、他府省庁等のデータも含め連携を拡大していくとともに、ユーザビリティ・検索機能の高度化や、データの利活用促進のための要素技術の開発に取り組む。 - これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを創出する。						0									0				◎国土交通省、 個人情報保護 委員会
06-44	フィジカルインターネットの実現	・パレット等物流資材の標準 化の推進 ・サブライチェーンマネジメント やロジスティクスを基軸とする 経営戦略への転換の推進 ・物流拠点におけるロボットフ レンドリーな環境構築の推進	度(2025年度)までに50%) ・トラックドライバーの①年間	電子商取引の増加や積載効率の低下、人口減少に伴う労働力不足の深刻化等により、物流における 需要と供給のバラスが崩れつつある。この状況を放置すれば、経済全体の成長を制約するとになる だけでなく、物流機能それ自体の維持が困難になるおそれがある。こうに事態を回避し、物流を産業 競争力の源泉としていくため、令和3年度(2021年度)に、令和22年(2040年)を目標とした物流のあるペ 岩将来像として、フィジカルインターネット(規格化された容器に詰められた貨物を、複数企業の倉庫やト ラック等をネットワークとして活用し輸送する共同輸配送システム)の実現に向けたロードマップを策定し た。 - 本ロードマップに基づき、モレデータ・業務プロセスの標準化や、電子タグや物流ロボット等を活用し た輪配送・物流拠点の自動化・デジタル化に係る実証実験等を行う等、フィジカルインターネットの実現 に向けた取組を着実に進める。			0										0						◎経済産業省、 国土交通省
06-45	連携型インフラデータブラット フォームの構築	インフラ管理者間でのデータ 連携のための環境整備を進 め、連携に着手(令和4年度 (2022年度))	インフラデータ連携の実施に よる具体のユースケースにつ いての効果発現	- インフラ分野において、関係府省庁や地方公共団体、民間企業などインフラ管理主体ごとにデータブラットフォームが構築されつつあるが、データの連携は限定的。これに対し、今和元年度(2019年度)に PRISIM 革前の建設・インフラ維持管理・革命的的災・減災領域運営委員会の下にデータ連携検討会を設置し、連携型インフラデータブラットフォームの基本的枠組みについて検討。 今和3年度(2011年度)のデータ連携検討会と設置し、海・インゴースのは、アインラットフォーム間の連携のためのモデル事業を実施し、以降、防災分野、都市分野、産業分野等とのデータ連携を実施する。 インフラに係る多様なデータが連携可能となり、①広範囲のデータの検索・抽出・比較、②分析精度の向上、③効果的な施策の推進やイノベーションの促進等が期待され、インフラ老朽化や、頻発化・激基化する自然災害などに対する、リスクの分析・検討の多様化等により、更なる国民・社会の安全・安心の確保に寄与。			0 0			0	0			0						0		0	◎内閣府
07-01	取引のデジタル化	令和4年度(2022年度)に取りまとめたグリーンペーパー等 まとめたグリーンペーパー等 や、必要に応じてNEDOにおけ る実証事業の結果も踏まえ て、見直しを実施	令和4年度 (2022年度)に実証 分析を実施	- 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サプライテェーン内にとどまる等、利用は限定的である。今和5年(2023年)10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキラテキの検討を進めていく。 - 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつながる。さらに、第二者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にも繋(つな)がる。													0 0						◎デジタル庁、 経済産業省、金融庁
07-02	電子インボイスの標準仕様の 社会実装によるバックオフス 業務の効率化に向けた取組	民間の会計・業務システムペンダーによる、標準化されて ンダーによる、標準化されて 電子インボイスに対応した サービスの提供(令和4年 (2022年)秋)	事業者のバックオフィス業務 の生産性の向上等	- 事業者のバックオフィス業務の効率化は喫緊の課題である。そのため、「請求」を起点に、「紙」と「デジタル」が交替するような現状の業務プロセスを見重し、データ・ト・データで一連のプロセスを連携させるため、官民連携の下、「Peppot」をベースとした電子インボイスの標準仕様を策定。一令和4年(2022年)秋を目途に、民間の会計・業務システムベンダーにより、標準化された電子インボイスに対応したサービスが提供される予定である。デジタル庁は、標準仕様の管理・連用を行うととし、、グローバルな動向を踏まえた標準仕様の更新を行う。また、政府調達システムについて、インボイス制度に移行するまでに、請求や領収のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。 一これにより、事業者のバックオフィス業務の生産性向上、ひいては、社会全体の効率化に繋(つな)げる。	0												0						◎デジタル庁、 財務省、経産 省、防衛省
07-03	デジタル技術やデータを活用し たスマートシティの推進	総務省スマートシティ事業による補助の交付決定数(年15件)	スマートシティに関する技術の 実装をした地方公共団体・地 域団体数(令和7年度(2025年度)までに実装地域数100)	- 平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)において、計24か所に対して補助を交付決定し、 先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えず、全国共通的な地域課題の解決に 向けて、デジル上核物の活用による住民の利煙性の向上について引き続き取り組む必要がある。 - 「スマートシティ官民連携ブラットフォーム」などの枠組みを活用し、政府一体となって、先進的モデル 構築の支援を行う。 - 上記の取組により、人口減少(少子高齢化)、過疎化、災害など多くの地域で共通となっている課題の 解決等に貢献。						0				0			0	0					◎総務省、個人 情報保護委員 会
07-04	スマートシティモデルブロジェクトの推進	スマートシティに取り組む地方 公共団体及び民間企業・地域 団体の数(スマートシティ官民 連携プラットフォームの会員・ オブザーバ数:1,000 団体以 上(令和7年(2025年))	スマートシティ数:100程度(令和7年(2025年))	スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、スマートシティの牽(けん)引役となる先駆的なモデルプロジェクトの選定・支援、及び普及促進活動等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる指生、		0	0 0)		0								0		0			◎国土交通省
07-05	30都市モデルの整備・活用・ オープンデータ化の推進	市計画GISのオープンデータ	タの様々な主体による利用の 推進・G空間情報センター閲覧 数60万(今和4年(2022年)) ・都市計画基礎調査情報を オープンデータ化した地方公 共団体数・280市町村(令和4 年(2022年))※現在204市町 村・30都市モデルを活用した	スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組や、都市計画基礎調査情報等のGIS化・オープンデータ化等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、ペストプラクティスの機展閉、地方公共団体における理解促進・機連額成等が必要。一令和4年度(2022年度)は、データ整備の効率化・高度化、先進的なユースケース開発、データカバレッジの拡大をデーマに、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムの構築に向けた取組を進めていく、具体的には、土木構造物や水面等の新たな地物のデータ作を表面による標準には、土地を収入が表している。現代の工作の大学におけるユースケース開発の実践によるベストプラクティスの制度といるが、セビリティ等の多様な分野におけるユースケース開発の実践によるベストプラクティスの制度とないました。というでは、日本の一部では、1000年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、2011年で、		0							0					0	0	0			◎国土交通省、 個人情報保護 委員会
08-01	ミラサボplusの機能拡充を通じた中小企業支援の充実	・ミラサボplusにおけるページ ビュー(PV)数 ・ミラサボplusにおけるユニー クユーザー(UU)数	・ミラサボplusにおけるページ ビュー(PV)数 ・ミラサボplusにおけるユニー クユーザー(UU)数	- 総合的な中小企業支援サイトミラサボplusを通じて、事業者が事業にあった支援を検索できるだけでなく、関心に応じてブッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリュメンドされる環境を実現するほか、様々な支援手続の申請にワンストップでたどが持行るような環境を実現する、加えて行政支援以外にも自社の成長につながるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等についてを情報交換できるコミュニティサイトの構築を目指す。		0	С)		0							0		0				◎経済産業省

					官デ法	第3章基本	的施策0	D条(©::	主に該当っ	するもの、	〇:連携す	rるもの)	デジタノ	社会形成	基本法	第4章施第	をの策定し	に係る基準	下 方針の第	長(◎:主に該	当するもの、	〇:連携する	50)	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条 1項 2項	11条 13項	2条 139	条 14条	15条 1項	15条 2項	条 17条	18条 19第	21条 2	2条 239	能 24 樂	25条	26条 2	?7条 28	条 29条	30条 31条	32条 3	3条 34条	35条	府省庁名
08-02	地域企業のDX推進	が一体となった支援コミュニ テイ拠点数 (令和4年度(2022年度)見込: 20拠点) (2)地域企業の新たなビジネス モデル構築を目指したプロ ジェクト (令和4年度(2022年度)見込: 10件)	年後までの間、支援コミュニ ティが活動を実施する対象地 域における「地域未来審(け ル引企業と地域未来投資促 進法に基づく承認地域経済棄 (けん)引事業者引からなる企業 保の新9年度(2027年度)まで に6%以上増加) ②各事業年度終了後2年目 に、事業終了後3年を経過し た日までに悪上計上が予定さ れる実証企業群の新製品・の件 数割合 (令和8年度(2026年度)まで に今8以上の4年度)まで に今8以上の4年度)まで に今8以上の4年度)まで に7年度)まで で名の4年度)まで に7年度)まで に7年度)まで に7年度)まで に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度)を に7年度 に7年度 に7年度)を に7年度 に7年度 に7年度 に7年度 に7年度 に7年度 に7年	 ×ンダー等とのマッチング等)を支援するとともに、②地域の特性・強みとデジタル技術を掛け合わせ (X-Tech)、新たなビジネスモデルの構築に向けて企業等がう実証事業を支援する。 - これにより、支援を受けた企業のDX実現による生産性向上や、新たなビジネスモデルに基づく事業展開により地域企業の稼ぐ力を向上させ、生産性の高い地域経済社会の実現を目指す。 													0	0					Q	②経済産業省
08-03	スフォーメーションの推進	ジタル人材の育成・確保の重要性の高まり等の時代の変化に対応して更なる企業のDXを促すため、デジタルガバナンス・コードの改訂に向けて検討を行う。	に、DX認定制度の認定件数を 500件、DX推進指標の回答数 を1万件	- 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進においては、令和2年(2020年)11月にDX認定制度等の基準となる企業のデジタル経営のために実践すべき事項を取りまとめにデジタルガバナンス・コードを策定した。令和4年(2022年)1月に、「コロナ福を踏まえたデジタル・ガバナンス検討会」を立ち上げ、「デジタルガバナンス・コード」において、時代の変化に対応するために必要な新たな論点等に関する議論を開始した。また「DXレポート22」を通じて企業の目指す方向性や具体的なアクションを示していく予定。 令和4年度(2022年度)は、産業界のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて「デジタルガバナンス・コード」や、「DX認定制度」、「DX推進指揮」の普及促進を引き続き行う。 これにより、多くの企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しする。						0								0					(◎経済産業省
08-04	ション)の推進による観光サー		実証で扱った事業の翌年度末 における継続率(令和5年度 (2023年度)50%)	- 民間企業におけるデジタル技術の開発はこれまで進められてきたものの、観光産業におけるデジタル 化やそれによる変革の実現は他産業に比く選れている。また、新型コロナウイルス感染症により観光 関連産業が大変能しい状況に置かれている昨今、訪日観光客の一過性の来訪にのみ依存する経営手 法では、将来的なリスクを抱えることになると予想され、経営改善や新たなビジネスモデルの創出などが 来められている。 ボッシュル技術を活用、収益向上等に資する観光サービスの提供やデータ連携により観光地経営に資 する実証事業を複数地域で並行して実施するとともに、ソウハウを広く展開することで認知・関心を拡 大。 一観光サービスの変革や観光需要の創出を推進することにより、旅行者の体験価値向上、消費機会の 拡大、来訪意欲増進と顧客定着を実現。										С)	0	0	0 ()				0	◎国土交通省
08-05	観光分野におけるデジタル実 装	観光分野のデジタル実装を進める	ジタル連携を強化することによ	- 観光分野のデジタル実装を進めることにより、旅行者の消費拡大や再来訪の促進等を図ることが可能となる。 - 具体的には、観光アプリを活用した混雑状況の見える化や、旅行者の決済データ等を用いたマーケティング分析とそれを担う観光デジタル人材の育成、顕客予約管理システムによる旅館業等の情報管理の高度化反び人員配置の効率化などが挙行られる。なお、主な施策については以下のとおり、- DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出等(再掲)・ハイブリッドMICEの開催促進・観光地域づくり法人(DMO)へのデジタル人材の登用支援・電泊施設の顧客管理システムの導入等・ICT等を活用した観光値のための観光地域支援事業・活力に対しませる。「記述機関が観光促進のための観光地域支援事業・新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援・観光人材の強ストライムを図る。										0 0	,	0	0	© (0	◎国土交通省
09-01	マイナポータルの継続的改善	より多くの国民に利用いただけるようUI・UXの継続的改善 に継続的に取り組む	令和4年度(2022年度)末まで に、全1,741自治体との接続を 実現する	- マイナボータルについては、「マイナンパーカードをキーにした。わたいの暮らしと行政との入口」の役割を担っており、国民の皆様に便利に使っていただけるよう、利用者目線に立ったUI・UXの抜本的改善に高手するとともに、全ての地方公共団体によるマイナボータルへの接続の実装や標準様式のプリセットなどを実施したところ。 - 利用者に最適な情報をお届けするとともに、手続に当たって迷うことがなく、また利用したいという新たな体験も提供できるよう、引き続き、UI・UXの継続的な改善に取り組む。 - こうした取組に際してはドプジタル庁アイデアボックス」など、国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みを活用し、徴化した国民目線での見直しを進める。 - より多くの国民に利用いただけるようUI・UXを改善していくことで、マイナボータルの利便性を享受いただけるよう努めていく。	0		С)						0				•	0		0		(◎デジタル庁
09-02	ガバメントクラウドの整備	令和4年度(2022年度)において地方公共団体による先行事業によりガバメントクラウドの利用を進め、令和7年度(2025	システム並びに準公共分野に おけるガバメントクラウドの利 用を実施し、ガバメントクラウド に搭載した情報システムにつ いて、現状の運用等経費より	 令和4年度(2022年度)以降における国及び地方公共団体の情報システムや準公共分野におけるガバメントクラウドの利用について移行スケジュール等も含め、今後、関係府省庁等と協議を実施。 ガバメントクラウドに係る移行・適用等の各種方針や移行スケジュール等を令和4年度(2022年度)上 						© (0				2	デジタル庁

		KPI	KPI		官デミ	去第3章基	本的施策の	条(◎:主に詰	核当するも	の、〇:連携する	もの)	デジタル	t会形成基2	本法第4章施	策の策定に	に係る基本ス	与針の条	(◎:主に該	当するもの	つ、〇:連携*	するもの)	
施策番号	施策名	(進捗)	(効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	11年 13年 2項	た 11条 3項	12条 13条	14条 155	№ 15条 ■ 2項	16条 17条 18	9条 19条	21条 22	条 23条	24条 25条	26条 2	27条 28条	29条	30条 319	32条	33条 345	条 35条	府省庁名
09-03	ガバメントソリューションサービ スの整備	移行されたネットワーク環境の 数	商用サービスを介さず国自ら 提供することを実現	政府のネットワーク環境は、席省庁単位や部局単位に整備されており、府省庁間連携、利便性、費用対効果の観点での課題がある。これらの課題解決及び行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁はババメントリリー・ションサービス)を提供されては、各宿省庁等ごとの個別の移行計画を変にし、元に基づき、ネットワークの財替えで観吹実施し、予和年度(2022年度)においては、各宿省庁等ごとの個別の移行計画を変にし、元に基づき、ネットワークの財替えで観吹実施し、予和年度(2023年度)中の切替売ごを目指す。 一全国ネットワークの整備について、国独自の回線網を令和4年度(2022年度)から運用できるよう整備を進める、また、令和6年度(2023年度)以際においては、府省LAN統合の拡大と併せてその整備範囲を定ば、今和7年度(2025年度)以際においては、府省LAN統合の拡大と併せてその整備範囲を正げ、令和7年度(2025年度)以下は、人事院、個人情報保護委員会の統合を実施し、また、農林を省の統合に係る作業を開始する。このほか、令和5年度(2023年度)以降にネットワーク更改を迎える府省方について、当該環境への8年行を順別とする。さらに、令和3年度(2021年度)トワーク更必要と迎える府省市について、当該環境への8年行を原別とする。さらに、令和3年度(2021年度)トランタル庁において登理し、たまた、農林の主を選出して、下ツブを基に、各府省庁はこれを中長期的な計画に反映して、取組を進める。 公的機関統一回基盤の構築について、令和4年度(2022年度)から、一部の府省庁において当該基盤で管理し、新された基準による評価検証を実施。令和5年度(2023年度)からの本格的な運用を目指す。また、当該基盤の国際連携について、各国との協議を令和4年度(2022年度)中を目途に開始する。これら、新宿省間ネットワークの構築、全国ネットワークの整備、府省山和統合及び公的機関統一回基盤の構築により、職員の主体と、費用対効果等の向上、テクノロジー、セキュリティ等の継続的な更新を前提とする柔軟なデジタル行政基盤の実現を目指す。				6									0					◎デジタル庁、 全府省庁
09-04	5か年スパンを前提とした中長 期的なシステム整備等の計画 の策定と実施の徹底	5か年計画の策定と適宜改定	修コスト3割削減(令和7年度	これまで、各府省庁は、重点計画等に沿って、情報システムの整備を進めてきたところ。 - 重点計画の内容を踏まえ、デジタル庁を含む各府省庁は、デジタル庁の戦略を体力計策定の基盤となる情報(プロジェグトのフェーズ、行政手続のオンライン化状況)や政府全体として真に取り組むべき内容を具現化する事項を詳細化した中長期的な計画等定式であった。 - デジタル庁はその中長期計画を統括し、本重点計画等に沿ってプロジェクト監理を実施することで国として業務改革(BPR)と統一的な情報システム整備を徹底する。これにより、利用者目線での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に推進する。	O			@	,								0	0				◎デジタル庁、 全府省庁
09-05	独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進	・整備方針の策定を踏まえた 「独立行政法人の目標策定に 関する指針」及び「独立方法 放送人の評価に関する指針」の 改定 ・全法人のうち、整備方針を踏 まえた目標を策定している法 人の割合	・独立行政法人における情報 システムの整備・運用の改善 ※本ドPIについては、棚間 査の実施後に修正を検討す る。	- 独立行政法人の情報システムの整備・運用については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下1整備方針)という。)が策定され、国から横断的な方針が示された。また、整備方針と踏まえた地立行政法人の目標策定・評価に一定の関与を行う性組みが設定された。 - 上記仕組みを的確に運用するため、各主務大臣は、令和4年度(2022年度)中に速やかに所管の全ての独立行政法人の目標について、デジタル庁に協議の上、整備方針を踏まえたものどなるよう変更するとともに、令和5年度(2023年度)以降は整備方針を踏まえたものどなるよう変更するとともに、令和5年度(2023年度)以降は整備方針を踏まえた取組について適正に評価を実施し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる。 - 二れにより、独立行政法人の情報システムについても整備方針にのっとった整備・運用が行われ、効率化や国等との相互連携が確保されることが期待される。	0			@)							0 0			0			◎デジタル庁、総務省
09-06	独立行政法人の情報システム の棚卸	・独立行政法人の情報システムに係る調査の実施	・独立行政法人の情報システムに係る基礎情報の整備 ・技術的助言等の支援等を行うための情報システムの体系 的な整理	- 独立行政法人の情報システムについて、現状その全容は把握されておらず、整備・運用に係る具体 的な改善策を検討することは困難な状況。 - 独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度(2022 年度)に棚却調査を行い、当該調査を受け、詳細調査を実施。 - これにより、独立行政法人の情報システムについてデジタル庁が技術的助言等の支援等を行うに当 たっての基礎となる情報が整備されることが期待される。	0			©								0 0			0			◎デジタル庁、 総務省
09-07	被災者支援におけるマイナ ポータル活用の推進	被災者支援に関する説明会に おける参加地方公共団体(都 道府県)数	取扱機関(市町村)数 (子育て及び介護ワンストップ サービスに準ずる)	- 被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。そのため、令和2年(2020年)8月に「被災者支援制度におけるマイナボータルの活用に関するガイドライン」を改訂し、地方永は団体に周知するほか、会議等の場においてもマイナボータルの活用を促している。一引き続き、地方公共団体に対して、通知の発出や会議等の場を通してマイナボータルの活用を促してした。一あらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促し、電子申請機能を活用した各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を図っていく。	0		0									0	0		0			◎内閣府、◎デジタル庁
09-08	登記情報システムに係るプロジェクトの推進	各手続における登記情報連携 の利用状況	各手続における登記事項証明 書の添付省略の活用状況	- 登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムであり、登記事務の増加への対応及び国民サービスのより一層の向上を図る技本的が施策として、登記事務の世加へ対応及び国大サービスのより一層の向上を図る技本的が施策として、登記事務の世別への対応及で国力が、受力をして明和63年(1988年)から導入を開始している。これまで、メインアレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えると、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。①行政機関等への各手帳において、当該手統の派付書報して登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る資明・時間等が負担となっている。②登記情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの表し、ないこれらの登記事項証明書の入手に係る資明・時間等が負担となっている。②登記情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの表しました。以下について実現を目指す。「登記事項を確認することを可能とするために需要を加入するとので表達を加入するとので表達を加入するとので表達を加入するとので表達を加入するために、以下について東リ組む。①連携を定める各行政機関の一一ズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。②全部各年度(2024年度)までに、更改が予定される次期システムにおいては、一部拠点への集約を実施するとともに、代行環境をクラウドにするなどのシステムは対しては、一部拠点への集約を実施するとともに、代行環境をクラウドにするなどのシステムは構定の見直しや運用等業務の精査等による工教見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指するか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつ、引き続き、連用等経費の削減を目指す。表表立者に表している。	•												0					◎法務省、デジ タル庁

					î	デ法第	3章基本	的施策の第	条(◎:主に	亥当するも	の、〇:連	隽するもの	D)	デジタル社	会形成基	本法第4章旅	策の策定に	係る基本方針	の条(©:	主に該当す	^ト るもの、	〇:連携	するもの)	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条	11条 1項 2項	11条 3項	2条 13条	14条 15	条 15条 頁 2項	16条 17	条 18条	19条	21条 22第	23条	24条 25身	全 26条 27	条 28条	9条 309	全 31条	32条 3	33条 34	条 35条	府省庁名
09-09	国税情報システムに係るプロジェクトの推進	次世代システムの開発(令和 8年度(2026年度)システム更 改)	システム運用等経費の低減	- 国稅情報システムについては、これまでも「国稅電子申告・納稅システム」(c-Tax)のスマートフォン対 吃など利用者・納稅者)の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や 運用等経費の削減に向けた取組を着実に進めているところである。 - 平成13年(2001年)に全国で運用を開始した申告や納稅の事額を一元的に管理する「国稅総合管理 システム」(KSKソステム)については、その後の稅制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題 があるところ、現行システム機器の更改時期である令和8年度(2026年度)を目途に、令和2年度(2020 年度)からシステムの高度化(次世代システムの開発)に著手している。 - 次世代システムについては、「納稅者の利便性の向上」と「課稅・徴収の効率化・高度化」を実現する ためのインフラとして、 ① 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革(BPR)の実現 ② 投目別のデータペースやアプリケーションの結廃令 ③ メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新 といったことをコントとし、情報セキュリティ労を書を湯にすることを目指して開発を進め、現行システム の傾滅はもとより、内はどの機断技術の導入等を書場にすることを目指して開発を進め、現行システム の開発内容の精査も行いながら、円滑な導入を目指す。					6)											0			◎財務省、デジタル庁
09-10	国税地方税連携の推進	連携対象となる情報の増加	国税-地方税職員の業務の効 率化	- 国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を目指し、平成23年度(2011年度)以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法定調書等の情報について、その対象となる情報の拡大を図りつつ、連携を実施してきたところ。 - 一方で、連携システムの対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や、実地による閲覧等で対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっている。 - 令和8年度(2026年度)に予定している国税情報システム(国税総合管理システム(KSK)と国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(e-Tax)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの版・標準化の取録を踏まえ、費用対効果を考慮したとで、当該仕組みの連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。					©	•									0					◎財務省、総務 省
09-11	社会保険オンラインシステムに 係るプロジェクトの推進	未設定	厚生年金保険関係届書平均 処理期間、4日(令和7年度 (2025年度)(年次の届書を 除く。)	- 日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、主に「記録管理システム」ない「金融を金番号管理システム」及び「年金給付システム」の3つの情報システムから構成されており、多年にわたり適用され、制度改正があり、極めて大規模であることから以下の実題がある。(リデータベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。(シ紙や手作業等が前提であり、デジタルファースト等へ対応している。(シ紙や手作業等が前提であり、デジタルファースト等へ対応している。(シ紙や手作業等が前提であり、デジタルファースト等へ対応している。(シ配や手作業等が前提であり、デジタルファーストを入力のの関係が不分か。一定のため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいる。(ご) 記録管理システムの展型の展別をである。年代の実施となる。(シイマムの課題の解消に取り組み、まちに、フェーズ2として、新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。(2) 「年金給付システム」については、令和元年度(2019年度)まで端末機器及び周辺サーバの更改や集粉化を進めてきたところである。今後は、業務フーの及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報と、ステムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報と、ステムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの自構を書きる。(10本年金機構や期計画(平成31年3月2日))という日本年金機構の役割等に鑑み、次の自模を実現する。(10公的年金業券として提供するサービを発してジタルでありないの自模を実現する。(10公的年金業券として提供するサービを発展でありの自模を実現する。(10公的年金業券として提供するサービを発展でありの自模を実現する。(10公的年金業券として提供するサービを発展でありの自模を実現する。(10公の音楽券運営の効率化や公正性の確保(デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等)(3ガバナンスの確立等、3)カバナンスの確立等、3)カバナンスの確立等、3)カバナンスの確立等、3)カバナンスの確立等、3)カバナンスの確立等、3)カバナンスの確立等、3)カバナンスの確立を表現を表現しませないます。(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(1940年)(©)											0			◎厚生労働省、 デジタル庁
09-12	ハローワークシステムを活用したサービスの充実	ハローワークシステムの機能 の追加	ハローワーク求職者マイベー ジ利用率(令和4年度(2022年度):20%)	- ハローワークにおける求職登録、職業紹介などのサービスは窓口での提供が前提となっており、自主的な活動を希望する者も来所する必要があることなどの課題がある。 - そのため、令和2年(2020年)1月に刷新後のハローワークンステムの全国稼働を開始し、オンラインによる家人申込み等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図ったとうる月によるぞの後を有知3年(2021年)9月にオンラインによる家職申込等を可能とい。令和4年(2022年)3月に求職公開している求職者に求人者からの直接リクエストを可能とするなど順次機能を追加している。 - (元の後令者和3年(2021年)9月にオンラインによる家職中込等を可能とするなど順次機能を追加している。 - (元の後令者)11というでは、京の日標を実現する。 「 () () () () () () () () () (0				6)											0			◎厚生労働省、 デジタル庁
09-13	特許事務システムに係るプロジェクトの推進	会和の年(2027年) 7月までに 特許事務システム(審判シス テム、意匠商標システム)を段 階的に刷新	に、現状の複雑なシステム構造を簡素化し、環境変化への 対応やセキュリティ・事業継続	特許庁では、産業財産権に関する大量の業務を処理するべく、平成2年(1900年)に稼働開始した電子出願システムをはじめとして、積極的に情報システムを導入してきた。しかしながら、特許庁の情報システムをは、個別システムを業次に構築してきたことにより、全体として複雑な構造となっている。そのため、システム政修に掛かるコストが高く、かつ改修期間も長期化しており、環境変化への対応やセキュリティ・事業経能力の向上等の課題に対し、業軟に対処することが難しなっている。そのたって事業を能力ののは要な情報提供自動となっている。一次1600課題を解決するため、特許庁は「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月改定)に基づき策定されたアーキテクチャ標準仕様、データ分析・データ結合方針等の成果物を活用し、システムを段階的に刷新する方式を採用してプロジェクトを進めてきた(特実方式審査・特実審査周辺システム、会投階的に関係し、中央で表し、特別では、サーステム、会議のできた。といる、中央で表し、特別では、サーステム、会議のできた。といる。といる、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、	0														0	,				◎経済産業省、 デジタル庁
09–14	警察共通基盤を活用した警察 業務のデジタル化	都道府県警察の警察共通基整へ移行状況 [運転免許業務] 令和4年度(2022年度)から令 和6年度(2022年度)から令 前6年度(2024年度)までにか けて4)都道府県警察が移行 [遺失物業務] 令和4年度(2022年度)から令 和8年度(2026年度)までにか けて4)都道府県警察が移行	未設定(令和4年度(2022年 度)以降に検討)	- 警察では、現場の警察活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等を実現して様々な警察活動を支えるためのシステムを適用しているところ、警察方及が都道府県警察において同様のシステムを適別で整備しており、システムの整備・維持に係るコストが増大している。また、警察が所管する行政手続は多岐にわたっているところ、「新しい生活様式」の実践等が呼びかけられる中、こり、上手続きついてオンラインで申請等ができるシステムの構築が急界である。一これらの課題を解決するため、警察庁では、警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム基盤(警察共通基盤)を整備し、令和3年(2021年度)以降、警察のシステムの合理化・高度化を図るため、運転免許の管理等を行うシステムのほか、オンラインによる遺失局等の提出を可能とするシステムを警察共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の提出を可能とするシステムを警察共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の提出を可能とするシステムを警察共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の提出を可能とするシステムを警察共通基盤を活用して構築し、「成大・警察庁及び都道とよりにより、「大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	0				6	0								0						◎警察庁

	11.00	KPI	KPI	AND DESCRIPTION OF THE PARTY OF	官デ	去第3章基	本的施策の	条(◎:主に記	当する	もの、O∷	連携するもの)	デジタル	社会形成者	基本法第43	能策の策	定に係る	基本方針の	条(◎:主	に該当す	るもの、	〇:連携する	もの)	ate at the te
色策番号	施策名	(進捗)	(効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	11年 11年 2項	11条	12条 13条	14条 155	15条	16条	17条 18条	19条	21条 22	条 23条	24条 2	5条 26条	27条	28条 29	条 30条	31条	32条 33	34条	35条	府省庁名
09-15	港湾(港湾管理分野及び港湾 インフラ分野)のデジタル化	報をデジタル化し、円滑なデー タ共有を可能とした割合(令和	港湾において、インフラに係る 各種情報を有機的に連携させ ることなどにより、施設管理 円滑かつ効率的に進める。	- 我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋(つな)がる事 素達を実現することが求められている。 - 港湾管理者が提供する行政サービスの申請手続等を統一し電子化する港湾管理分野について、港湾 行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化に向けて、システムの設計・構築を進める。 港湾管理者の保有する港湾や傾情報等電子化・連携生む名港湾インフラ分野について、港湾 海湾管理者の保有する港湾や傾情報等電子化・連携生む名港湾インフラ分野について、港湾台・ 港湾管理者の銀石ナーシータ構造の再整備を行う等、システムの設計・構築を進める。加えて、港湾物 派分野のデジタル化と併せ、令和5年度(2023年度)以降の三分野一体画用を目指す。 - これらの取組により、港湾管理者の利便性の向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用 を図る。				©	0	0		0	(0	©	0	0	•	0	-	◎国土交通省、 デジタル庁、財 務省
09-16	交通管制の高度化に関する調査研究	令和4年度(2022年度)末まで に実証実験のモデルシステム の構築を実施		- 現在の交通管制システムは、車両感知器、光ピーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、人工知能(AI)等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急移となっている。 - 令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)に実施した。民間プローブ情報等を活用した交通管制システムの仕様に係る検討結果を踏まえ、令和4年度(2022年度)にモデルシステムを構築し、令和5年度(2023年度)に実施建築接を行う。 - これにより、人工知能技術の発展、5Gネットワークの進展等による技術革新に対応するとともに、民間プローブ情報等を活用した新たな交通管制システムのモデルを確立し、自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。				C	0	0		0						0			0		(◎警察庁
09-17	視覚障害者、高齢者等の移動 支援システムの普及促進	高度化PICSを運用する都道 府県数	高度化PICS整備交差点数	- 音響信号機の音響を24時間鳴動させることが困難な場合がある中、視覚障害者団体等からの要望を 踏まえ、高度化PICS(歩行者等支援情報通信システム)の整備を進めることにより、交差点における視覚 障害者、高齢者等の安全が開始を確保することが誤題。 - 令和2年度(2020年度)から高度化PICSの運用を開始し、令和4年度(2022年度)は、令和3年度 (2021年度)に引き続き、音響信号機の音響を鳴動させることが困難な時間帯がある場所や音響信号機 が設置できない場所を中心に高度化PICSの整備を検討するよう、都道府県警察を指導する。 - 高度化PICSを整備した交差点が増加することで、音響信号機の音響が鳴動しない時間帯の交差点等 における交通事故を防止することができ、道路を横断する視覚障害者、高齢者等の利便性、安全性等 が向上する。								0						0			0		(◎警察庁
09–18	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化	準仕様書及び当該業務システムに関するガバメントクラウド の活用に関する方針につい	の運用経費の削減(令和8年度(2026年度)に平成30年度 (2018年度)比で少なくとも3割	- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする 等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ペンダーへの移行をいつ でも可能とすることはより聴争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革(BPR)の施 底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)第6条第1 項及び第7条第1項に基づは標準化基準へ適合とがバントクラケルの河海上法律第40号)第6条第1 類及び第7条第1項に基づ指揮地基準の過合とがバントクラケルの河海上活作の大公共団体の基 基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体に寄り添って十分に対話を込める。 今後事業務等システムを利用する原則をての地方公共団体が、目標時間もあるが7年度(2025 年度)までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準振システムへ移行できるよう、その環境を整備 することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。					0	0								©)				¢	◎デジタル庁
09-19	インターネットトラヒック流通効 率化等の促進		地域IX経由でのトラヒック量の 増大	- 我が国のインターネットは、その大部分のトラヒックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラヒックも都市部を経由して通信しており、ネットワークインブラの圧迫や、災害時等における版でい。別年の変見ともなっている。 - 「新たな日常」等を背景に一層急増するインターネット・ラヒックの混雑緩和、東京圏での大規模災害 衆生時の全国的通信途絶リスクの回避、地域格差のないインターネット品質確保等のため、トラヒック集 約拠点の地域への分散によるネットワーク効率化、トラヒック発生予測の活用によるネットワーク負荷の 分散、固定ブロードバンドの品質測定手法の確立による競争環境適正化等を促進する。				0					0	0									(◎総務省
09-20	Beyond 5Gの実現に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進		Beyond 5Gの必須特許数シェア(令和12年(2030年)時点で世界トップシェアと同水準の10%以上を獲得)	- 「Beyond 5G新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレイヤーを結集し、知財の取得や国際 構準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができる よう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的バートナーである国・地域の研究機関との国際 共同研究を実施する。 研究開発展集等を踏まえた技術要件を令和7年(2025年)頃から順次3GPPやITU等での国際標準に 反映させ、国内企業等の標準獲得や国際競争力の底上げを図る。						0						0							0	◎総務省
09-21	ポスト5G情報通信システム基 盤強化研究開発事業	に活用可能な技術の開発件	本事業で開発した技術の実用 化率(令和8年度(2026年度) 末)を50%以上とする。	第4世代移動通信システム(4G)と比べてより高度な第5世代移動通信システム(5G)は、現在各国で商 用サービスが始まっているが、更に超低遷延や多数同時接続といった機能が強化された5Gは、今後、 工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技 術と期待される。 本事業では、ボスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指す。						0													0	◎経済産業省
09-22	データセンター等の国内立地の 最適化、海底ケーブルの日本 周回敷設等の実現		ター拠点に対し、必要な支援	- データセンターの国内最適立地やグリーン化と我が国のアジアにおけるデータセンター拠点化を実現するため、各拠点に来められる要件の整理や、中核データセンター拠点及び地方データセンター拠点を 整備に向けて必要な支援策の検討及び実現に向けた報酬整を行う。 - 太平洋側に集中している国内浦底ケーブルについて、通信ネットワークの冗長化・強靱化による耐災 害性向上の観点から、太平洋側以外の国内海底ケーブルを整備することで、全国の通信環境が向上し、データセンター立地等とあいまって地方におけるデジタル実装の加速化に寄与する。						0						0							0	◎総務省、◎経 済産業省

					官	デ法第3章	基本的施策の	条(©:主に該当する	るもの、O:;	連携するもの) デジ	タル社会	杉成基本法	第4章施	策の策定に	係る基本	方針の条	(◎:主に該	当するもの	の、〇:連携	するもの)	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)		11条 1項 3項 2項	12条 13条	14条 15条 15	条 16条	17条 18条	19条 21条	22条	23条 249	条 25条	26条 2	7条 289	条 29条	30条 319	条 32条	33条 34	条 35条	府省庁名
09-23	最先端スーパーコンピュータ等 の運用	HPCI(High Performance Computing Infrastructure)の 中核となるスーパーコンピュー タ「富岳」の年間稼働率(年間 90%以上)		令和3年(2021年)3月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」について、利用者及び利用分野の概野拡大と早期の成果創出が今後の課題となっている。今和2年(2020年)4月から実施している「富岳」による早期の成果創出を目的とした「「富岳」成果創出加速プログラム」において、今和3年(2021年)4月に新規課題の公募を実施し、3課題を採択、また、政策対応枠とおいては5課題を採択、実施(令和3年対応を開始している。 一二のほか、「高岳」と者実に適用するとともに、ユーザーが利用しやすい環境整備を進めている。 一利用者及び利用分野の裾野が拡大するとともに、「富岳」を活用した画期的な成果の創出が見込まれる。					0												0	②文部科学省
09-24	研究データの活用・流通・管理 を促進する次世代学術研究ブ ラットフォーム	を安全かつ効率的に接続する VPNの構築数	の活用促進	- SINETは日本全国の国公私立大学等を400Gbps (沖縄は200Gbps)の超高速回線で結ぶ学術情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。 - 令和4年度(2022年度)に国際回線を増強し、世界最高水準の性能を確保。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤を令和2年度(2020年度)末に適用開始。 - 利用ニーズに基づき、SINET回線の増強を実施するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の適用を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。					0				0									◎文部科学省
09-25	(5G)普及・展開に向けた研究	ローカル5GIC関する実証の実 施件数(令和4年度(2022年 度)中に20件)	5G基盤展開率、ローカル5G無	- 平成31年(2019年)1月に5Gの技術的条件を築定し、同年4月10日に5G用周波数の割当てを実施。また、令和元年(2019年)12月に同かた。令和元年(2019年)12月に同からの制度化、免許申請受付を開始し、令和2年(2020年)12月に周波数を拡張。 引き続き、基地局の高信頼化、共用化等に関する研究開発を実施し、5Gの音及・展開に向けた検討推するとともに、ローカル5Gの導入による様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証や、ローカル5Gにおける電波の利用をより効率的・柔軟に行うための多数の基地局・端末等が存在する環境下における技術実証を実施。 - これにより、5Gの音及・展開が促進され、新たな通信インフラの利用が可能となり、国民の利便性が向上。				0	0		0		0		0	0 0	•			0	0	◎総務省
09-26	Beyond 5G研究開発促進事業	研究開発課題数 - 25件(令和3年度(2021年度) 度) - 40件(令和4年度(2022年度))	究開発課題のうち、外部専門 家による研究開発評価におい て、優れた進捗が認められた 研究開発課題の割合70%以 上	- Beyond SGIは、2030年代のあらゆる産業・社会生活の基盤となることが期待されており、既に国際的な開発競争が始まっている。我が国においても、Beyond SGの早期かつ円滑な導入と国際競争力強化に向け、令和2年(2020年)6月に公表した「Beyond SG 推進戦略」に基づき、Beyond SG実現に向けた集中取組期間とする令和7年(2025年)までの5年間において産学官が連携して研究開発を積極的に推進していくことが重要である。 - このため、Beyond SGの実現に必要となる最先端の要素技術等をいち早く確立するため、Beyond SG 研究開発の年機機関にの4日は、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学等への公募型研究開発を大学を表した。日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の					0											C) @	◎総務省
09-27	グリーン社会に資する先端光 伝送技術の研究開発	運用単位当たりの通信処理を 拡大する技術の確立(令和7 年度(2025年度)末までに基 幹網10Tbps、アクセス網 1Tbpsを可能とする技術を確 立する)	研究開発成果の製品化(令和 12年度(2030年度)までに2 件)	- オンライン化・リモート化の進展等により、我が国の通信トラヒックは増加を続けており、通信処理速度 の向上を可能とする技術が必要。 - 運用単位当たりの通信処理速度を拡大(基幹網10Tbps、アクセス網1Tbps)する技術の研究開発を令 和4年度(2022年度)から開始し、通信トラヒックの増加に対応する。 - これにより、増大を続ける光ネットワークのトラヒックに対処する技術の確立が期待される。					0												0	◎総務省
09-28	革新的な基礎研究から社会実 装までの研究開発・脳科学やよ り革新的なAI研究開発の推進	AI戦略に基づく研究開発に係る取組の進捗率 (年度内年限の取組について 進捗率90%以上)	研究開発成果が様々な分野で社会実装され、AI利活用が 促進	- 令和2年度(2020年度)を期限としたAI戦略における研究開発の取相について94%の進捗率。 - AI戦略等に基づき、研究開発に係る取相について関係府省庁及び国立研究開発法人等で連携・推進。 - 基礎研究から社会実装に至るまでの包括的な研究開発サイクルの構築、「多様性を内包し、持続可能な発展を遂げる社会」の実現に重要な創発研究、基盤的・融合的な研究開発の戦略的推進。					0												0	◎内閣部 省、総 省、 以厚生 村 省、 以 原 農 経 名 、 、 、 、 、 と 経 名 、 、 、 、 、 、 、 、 と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
09-29	人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト		した革新的な基盤技術の研究 開発の推進	- 国立研究大学法人理化学研究所AIPセンターにおいて、①深層学習の原理解明や汎用的な機械学習の基盤技術の構築、②日本が始みを持つ分野の更な合衆展や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、③人工知能技術の蓄及に伴つで生じる倫理的・法か・社会的問題(ELSI)に関する研究などを実施。今和元年(2019年)6月に策定された「AI戦略2019」において、当該センターは、AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発を推進することが期待されており、Trusted Quality AI(AIの判断投処理解・説明可能化)等の研究開発を推進していく。また、当該センターがこれまでに開発してきた最先編のAI基盤技術について、大学・研究機関や各企業等との連携も行いながら、様々な分野での応用を加速する。					0												0	②文部科学省
09-30	認知症対応型AI・IoTシステム の研究開発	令和4年度(2022年度)まで に、構築したデータ基盤を活 用した当該システムによる認 知症BPSDの発症予測・適合 率70%を目指す	テムの社会実装	- BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) の予防や介護負担の軽減のため、認知 症患者のIntデータ等を収集し、Altで解析することで、BPSDの発症を事前に予測し、介護者に通知するシステムの研究開発を実施。 - 多地域・多施設へ本ioTネットワークを展開し、より多くの多様なデータを収集することで、BPSDケアに 資するAlの指復向上(より正確、早期、詳細な予測)と医学的見地からのエビデンスの確立、医療現場や在宅ケアへの展開の検討、その他認知症ケアに右用なシステムの研究開発を進めるともに、収集したIoTデータを他の研究機関や介護システム事業者もデータ基盤として利活用できる環境を整備(患者同意取得の在り方、収集データの標準化、データ基盤の維持・適用の在り方等について検討する。 - このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。					©							0 0					0	◎総務省、個 情報保護委員 会
09-31	安全なデータ連携による最適 化AI技術の研究開発	令和7年度(2025年度)末まで に安全なデータ連携による最 適化AI技術を確立	定	- 近年、サイバー空間と実空間(フィジカル空間)の融合が進み、実空間データをセンサー等で収集し、サイバー空間でAI技術等を駆使して分析・知識化を行う取組(CPS)に注目が集まっている。こうした中で、LT等で収集した人の行動に関するデータ(パーソルデータ)の分析・活用が燃足なるが、国際的に個人情報保護やデータ保護への意識が高まってきており、当該データの利活用が厳しくなっている。また、そのようなデータは、個人の行動やポリシー、周辺環境によって取得情報が左右され、欠損があったリ学習用として少量しか確保できなかったりとAI学習には不向きな面も課題となっている。人間の行動データを含む多種多様なデータを対象として、①データ自体を集約・共有するとなく(データは利用者環境に置いたままで)、②データに欠損があったり少量であったりしても、複数データを連係させることで、高精度な分析を可能とするAI技術について研究開発を実施する。一たのの課題を解決するととにより、AIによるパーナルデータの利活用が拡大するとともに、各国でデータの囲い込みが急速に進む中、これらの課題を解決するデータ利活用技術の研究開発を表が国で展開することで、海外のデータ利活用サービスへのデータ流出を低減させることにも繋(つな)がる。					0												0	◎総務省

		KPI	KPI		官デ法領	第3章基本	的施策の象	条(◎:主に該	当するも	の、〇:連	携するもの)	デジタ	ル社会形成	基本法第41	章施策の策	定に係る書	基本方針の条	:(©:主に	該当するも	5の、○:連	きするもの!	
施策番号	施策名	(進捗)	(効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	11条 10条 1項 2項	11条 3項 12	2条 13条	14条 15条	15条 2項	16条 17	条 18条 19	条 21条	22条 23第	24条 2	26条	27条	28条 29条	30条 3	1条 32第	33条 3	4条 35第	府省庁名
09-32	高効率・高速処理を可能とする AIチップ・次世代コンピューティ ングの技術開発事業	テイング技術の開発> 今和4年度(2022年度)におい て、従来比10倍以上の消費電 力性能を実現する技術を確立 く次世代コンピューティング技 術の開年度(2027年度)におい て、従来比100倍以上の消費電 立力性能を実現する技術を確立 くエッジ領域におけるヘテロ が開発> 今和10年度(2024年度)におい て、従来比10倍の電力効率 た初10倍の電力効率 して、従来比10倍の電力効率 して、従来比10倍の電力効率 した実現する技術を確立	令和19年度(2037年度)にお いで約3,275万t/年のCO2削 滅	- Io T社会の到来により急増した情報を効率的に活用するためには、従来のサーバ集約型のクラウドコンピューティングに加えて、ネットワークのエッジ間で中心的な情報処理を行うエッジコンピューティングにより、情報処理の分散化を実現することが不可欠である。 - 本事業では、エッジ側で動作する超低消費電力ンピューティングや、新原理により高速化と低消費電力化を引きる次世代エンピューティングを表示して、小田では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般						•											0	◎経済産業省
09-33		リモートセンシングデータの活用が見込まれる機関等が期待するデータを、3段階(※)の伝送容量内で適切に伝送するため、AI等を用いたデータ圧縮・復元技術を確立する。※100Mbps(代明帯電話回線)、400kbps(衛星通信回線)の3段階	年度(2029年度))までに、開発した圧縮・復元技術を活用 免した圧縮・復元技術を活用 したデータ提供システムの導 入を2件以上行う。	- 我が国では、年間2米円を超える水災害による被害が発生しており、特に近年のゲリラ豪雨では、急激な河川の増水や道路冠水等により基大な人的・物的被害が発生している。これら被害を最小限にするためには、発災の兆候をいち早く観測・分析する必要がある。 - 高性能レーダーにより降雨等の情報を高精細に観測可能なリモートセンシング技術は、豪雨災害予防等の防災・減災分野での導入が見込まれるものの、その観測データ量が膨大であるためリアルタイムのデーク伝送に課題を看していることから、データの圧縮・復元技術に関する研究開発を実施する。 - 本施策により、平時はもとより災害時等の限られた通信環境下にあっても、間断無くリアルタイムにデータ提供が行え、激甚化する災害被害の低減に向けた環境を構築することができる。						0											0	◎総務省
09-34	光・量子飛躍フラッグシップブロ グラム(Q-LEAP)	量子技術イ/ベーション戦略 の実施状況(令和元年度 (2019年度) 策定)	100量子ビットのコンピュータの利用環境整備	平成30年度(2018年度)から実施している「光・量子飛躍フラッグシッププログラム(G-LEAP)」により、 ①量子情報の理(まに量子と3と1レータ量子コンピュータ、②量子計解・センシング、③次世代レーサーの3領域における研究開発を着実に推進し、経済・社会的な重要課題を解決につなげることを目指す。また、令和2年度(2020年度)からは、本戦略で定めた量子融合イパーション領域である「量子41」「電子在命」についても新規に最終的プロジェクトにより研究開発を推進し、基子融合イパーション領域である「量子41」で量子会を1日指す。 一量子情報処理領域(主に量子シミュレータ・量子コンピュータ)においては令和9年度(2027年度)に100量子ピット以上の実装、クラウドサービスによるアブリケーションの提供を行うことを目指す。 一量子融合イソペーション領域の「量子41」では令和11年度(2029年度)に量子優位性を活用したアプリの提供や、量子AIによる実問題の解析を実現する。						0											0	◎文部科学省
09-35		ムーンショット目標達成に向けて実施している研究開発プロジェクト数		- 従来のコンピュータの進歩が限界に達すると言われている中で、Society 5.0の実現に向けて爆発的に 増大する様々な情報処理の需要に対応できるようにすることが重要であり、そのためには、経済・産業・ 安全保障を無理的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現が健となる。 ー ムーンショット型研究開発制度においては、ムーンショット目標である、誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現に貢献する研究開発を進める。 一 令和12年(2030年)までに、一定規模のNISQ量子コンピュータを開発するとともに実効的な量子誤り訂正を実証する。 一 令和2年(2050年)までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コン ピュータを実現する。(ムーンショット目標)						0											0	◎文部科学省 内閣府
09-36	量子暗号通信網構築のための 研究開発	・地上系における量子暗号通信技術の高性能化(令和6年 信技術の高性能化(令和6年 度(2024年度)末までに現状 の3倍程度(45kmで1Mbps程度)の高速化を可能とする技 術を確立する) ・衛星系・地上系統合ネット ワーク化技術の確立(令和17 年度(2025年度)末までに数 百km~数千kmといった大陸 間スケールでのネットワークを 構築できる機能を検証する)	・研究開発成果の製品化(令和11年度(2029年度)までに 計2種類以上(地上系)、今和 12年度(2030年度)までに計1 種類以上(衛星系))	- 近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的で大規模な量子コンピュータ が実現されることで、現代暗号の安全位が破綻することが懸念されている。 - 量子コンピュータ時代において自国家間や国内重要機関間の機密情報のやり取りを可能とするため、地上系における量子暗号通信技術の高度化技術(長距離リンク技術及び中継技術)を確立し、衛星系については、衛星ネッワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた研究開発を行う。 - これにより、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。						0											0	◎総務省
09-37	データ駆動型研究開発を推進 するためのマテリアル研究開発 ブラットフォームの基盤整備	・令和5年度(2023年度)まで に、全国的な先端共用設備提 (体制で創出されたデータを、一元的に集約・蓄積・利試験 理用を開始し、令和7年度(2025年度)までに本格運用 開始・令和3年度(2021年度)まで に、AISTの地域センターをコンプ シートンデーターを国立か下が としたプロセスイ/ベーション以 上で整備し、令和6年度(2024 年度)までに本格運用開始		令和3年(2021年)4月に策定された「マテリアル革動力強化戦略」のアクションプランとして、"マテリアルデータと製造技術を活用したテータ駆動型研究開発の促進"が掲げられている。一つのため、国立研究開発法人物質、村料研究機構(MMS)を中心として、全国の大学・研究機関の最先端共用設備から創出されるマテリアルデータを機関の枠組みを越えて共有・利活用するための体制整備を推進。- また、マテリアル分野の中小企業・ベンチャーを中心とした技術開発支援に向け、国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)の地域センターに、データ収集システムを備えた一気通賞のマテリアル・ブロセス開発設備の整備を進めている。 - これらの取組により、産学官のマテリアルデクの戦略的な収集・蓄積・利活用が促進され、データ駆動型のマテリアル研究開発が全国で実施、革新的材料の創製とその迅速な社会実装に繋がる。						© (D .				0						0	○文部科学省、○経済産業省
09-38		・全国的な研究データ基盤の整備状況・マテリア、山研究開発ブラットフォームとの連携状況・マテリア、サラットフォームとの連携状況・マテリアルチのの専発プラットフォームとの連携状況・最先端大型研究施設との連携状況	構築(令和8年度(2026年度)) ・マテリアル研究開発プラット フォームとの連携 ・ライフ、防災等の分野の研究	- 我が国が世界に誇る情報インフラ(スパコン、SINET)や研究データベース、先端共用施設群や大型研 家施設などのポテンシャルと強みを相乗的に生かし、世界を先導する価値制造の核となら研究DXプ ラットフォーム」を構築する、そのため、まずは材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の集積を持つ マテリアル分野をユースケースに、研究データの創出、統合、利活用まで一気適貫した研究のデジタル トランスフォーメーション(研究DX)を推進する。		0			0	0			0 0								0	◎文部科学省

					Î	『デ法第3章	基本的說	施策の条(◎:主に詰	亥当するも	o, O:	連携する	5もの)	デジ	タル社会刑	/成基本	法第4章加	施策の策	定に係る	基本方針	の条(◎:	に該当する	ōŧo, O	連携するも	ಕ ೂ)	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	10条	11条 1項 11第 2項 3項	12条	13条 1	4条 15	条 15条 頁 2項	16条	17条 1	18条 19	条 21条	22条 2	23条 24	条 25第	全 26条	27条	28条 2	9条 30条	31条 3	2条 33第	34条	35条	府省庁名
09-39	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	(2030年度)10,000人)		- 気検変動対策のインキュベーション機能を担うデータブラットフォームとして、地球環境ビッゲデータ (観測情報・予測情報等)の蓄積・統合解析を行うデータ統合・解析システム「DIAS」の利用者数は、順調 に増加。引き続きシンポジウム等の開催などによりDIASの周知に努め、令和12年度(2030年度)までに 利用者10.000人の達成を目指す。 - DIASの長期的・安定的な運用を通じて、気検変動対策の基盤となる地球環境ビッグデータの蓄積・統 合・提供や、DIASの解析環境を活用した産学官による共同研究を促進し、データ駆動による気検変動対 策に向けた研究開発を推進。 - 国、地方公共団体、企業等の気検変動対策を中心とした意思決定に貢献する地球環境データブラット フォーム(ハブ)の実現を目指す。						0															0	②文部科学省
09-40	科学技術イノベーション・システ ムの構築	デジタル技術を活用し、研究 成果の社会実装に取り組む歴 学官連携の拠点:令和6年度 (2024年度)末までに50拠点	テムの構築を通じてデジタル	- 新型コロナウイルス感染症を契機とし、新たな社会や経済への豪革が世界的に進む中、デジタル技術 も活用しつつ、コロナション後の未来を予測するイノペーション・エコシステムの維持・強化が不可欠。 - 企業、大学、公的研究機関の本格的連携とスタートアップの創出強化、「地方創生」に資するイノペー ションステムの構築等を通じて、人材、知、資金があらゆる壁を乗り聴え循環し、デジタル技術も活用 しながら、イソペーションが生み出されるシステムを構築する。 - これにより、産学官が連携したデジタル技術実装の取組を加速させる。							0														0	②文部科学省
10-01	テレワークの普及	民間のテレワーク: 下レワーク導入企業の割合及 びテレワーク導入企業の割合及 びテレワーク制度等に基づく 雇用型デレワーカーの割合 (新型コロナウイルス®染症 への対応状況及びその後の 大会 を関 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	緊急時における事業継続性の 確保、働く者にとって効果的な テレワークを推進	テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また今般の新型コロナウイルス感染症対策として人と人との接触を極力避け、業務継続性を確保するためにも不可欠なものであり、具体的かつ効果的な形で普及が値むようにすることが課題。このため、テレワークの普及に当たっては、関係所省庁が連携し、テレワークに必要なITシステムラ及、関係の各様に、サレワークのであり、このでは、関係所名庁が連携し、テレフークの登録に当たっては、関係所名庁が連携し、テレフークの登録に当たっては、関係所名庁が連携し、テレフークの登録にあるようでは、関係の各様に、アレフークの場合をできる。 大きに、地方のの関知による啓発に、正収り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク月開等の実施や表彰等の周知による啓発に、正収り組むとともに、企業の取組を踏まえつの、テレワーク月開等の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。KPIについては、緊急事態宣言及びその後の状況を踏まえた上で設定する。 また、地方でテレワークを活用することによる「転職が去移住」を実現し、地方への動力なな人の流れを創出することで、デジタル田園都市国家構想を選択に貢献するため、デジタル田園都市国家構想を進力を対象に使われることで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献するため、デジタル田園都市国家構想を進力な共団体の支援を行うととい、地方公共団体や企業に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生デレワークに取り組む企業等に対する自己宣言制度及び表彰制度の実施等、企業が取組を進めるための環境を催するとともに、気容な所表のと思いまないまないで策定したテレワークに中では重計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。 一国家公務員について策定したテレワーク地推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。 一家条事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。					0				0							0					Р Я Э	デジタル庁、 内閣官房、内閣 時、総務省、厚 存業省、厚 等で職者、国土交 者の も を を を を を を を を を を を を を を を を を を
10-02	シェアリングエコノミーサービス の普及	シェアリングシティ推進協議会 に加盟する地方公共団体数 100 (令和4年度(2022年度)末ま でに)	シェアリングシティ推進協議会 の活動を通じた事例の創出数 5(令和4年度(2022年度)末までに)	- シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体は着実に増加しており、事業者団体が令和2年7月に立ち上げたシェアリングシティ推進協議会には80程度の地方公共団体が参加するなど、一定程度の浸透が進みつみある。更なる差1に向いては、サービスの安全性「信頼性の向上を図るともに、根強く残る消費者の不安感を解消していく必要がある。一官民連携して収入必要がある。一官民連携して戦争にクリストラーで、日民地では、国際の場合を開発している必要がある。一官民連携して機能がある。一ちに東京の自然の関連した高ある。地域における活用については、モデル防災連携協定やシェアリングエコノミー活用ハンドブック等を示しなが、シェアリングライは組協会等と連携しつつ、地方公共団体の実情や潜在的なニーズをしっかりと把握した上で、共助のビジネスモデルや地域におけるジェアリングエコノニーの効果的な導入方数を具体的に検討する。また、国の事業者の海外展開やユーケが海外でも安心してサービスを利用できる観点から、これまで日本主導で進めてきたシェアリングエコノミーの国際標準化については、令和4年度(2022年度)中にTS(Technical Specification) 発行の予定。- 以上のような取組を通じ、シェアワーカーやシェア事業者の安全性「信頼性に対する意識向上を促すとともに、更なる社会への浸透を図り、シェアリングエコノミーを活用した地域諸課題の効率的かつ効果的な解談につなびげる。									©					0		0					*	⋑デジタル庁 、 総務省、経済産 装省、内閣府
10-03	地域のデータ利活用推進のた めの地域人材の育成	派遣地域数	地域人材の育成を支援することによる地域データ利活用環 境の向上	令和3年度(2021年度)まで、地域情報化アドバイザー派遣事業により、データ利活用の専門家を地方 公共団体等に派遣し、講演やプロシェクトに対する酌言等を行うことで、地域課題に取り組む人材の育 成を支援。 - 令和4年度(2022年度)については、4月15日に地域情報化アドバイザーの派遣申請の受付を開始 し、令和5年(2023年)3月まで順次派遣を実施する予定。 - これにより、地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成を支援。								0					0								(〕総務省
10-04	デジタル人材育成ブラット フォームの連営	ケーススタディ教育プログラム 受講者教	現場研修プログラム修了者数 (令和8年度(2026年度)まで に1,300人育成することを目指 す)	- Society 5.0の実現に向けた変革や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営課題や事業環境の変化に合わせた業務・ビジネスモデルの変革(デジタルトランスフォーメーション(DX)が求められているが、現状においては、その担い手となるデジタル人材が買・量ともこ充実しているとは言い遅れ、デジタル技術を駆使して新たな価値を生み出せる人材の育成・確保は喫緊の課題となっている。 - 本事業では、デジタル人材を育成・確保するためのブラットフォームにおいて、地域企業のDXを進められる人材(座学やケーススタティ教育等を経て、企業等の現場における課題解決プログラムに参加した者のうち、修了した者とち年間で1,300人育成・確保する。 - 地域企業のDXを進めらなる人材の解しまる人材の解しませ、								0				(O 0		0						糸	②デジタル庁、 を済産業省、文 ^{羽科学省}
10-05	デジタルと掛けるダブルメ ジャー大学院教育構築事業	高度人材の育成のための分 野融合の体系的な大学院教	専門分野×データサイエンス・ コンピューターサイエンス分野 のダブルメジャーなどの大学 院教育を修了した学生数(令 和9年度(2027年度)まで)	大学院の開憲性・分野の壁を打破し、高度な専門的知識のみならず、数理・データサイエンス・A/分野のスキルや国際感覚を身に付けた、今後の社会を率(けん)引する高度人材の育成のための分野融合の体系的な大学院教育モデルを構築する必要が生じている。 ・そのため、専門分野×データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のダブルメジャーなどの大学院教育権により、アカデミック・レアカアミックにおいて国内外で活躍できるデジタルの素養を持ち合わせた人材を育成するための取組を支援する。								0					0								(②文部科学省
10-06	数理・データサイエンス・AI教育 の全国展開の推進	開、各大学等における取組状況。 令和7年(2025年)までに全ての大学生・高専生が数理・	育プログラム認定制度」において、認定を受けた大学等の数。 令和7年(2025年)までに対象となる全ての大学等が認定を	「AI戦略2019」においては、文理を問わず、全ての大学生・高専生が、初級レベルの数理・データサイエペーを習得すること、一定規模の大学・高専生25万人が自らの専門分野への応用基礎力を習得することが目標の一つとして掲げられており、この人材育成目標の実現に向け、拠点校等の整備やモデルカリキュラム策定など、数理・データサイエンス・AI教育の全国展開に取り組んでいる。今和2年度(2020年度)に応用基礎レベルのモデルカリキュラムが実定されたことを受け、モデルカリキュラムを踏まえた教材作成等への支援を行うとともに、大学等で実施する優れた教育プログラムを認定する制度において、令和4年度(2022年度)からは新たに応用基礎レベルも認定対象とする。一これにより、全国における数理・データサイエンスAI教育の音を、展開の加速化を図り、令和7年(2025年)までに「AI戦略2019」で掲げる人材育成目標の達成を目指す。ーデジタル人材育成プラットフォームと連携。								0				(⊃ ⊚								(6)	②文部科学省

					官デ法第3	章基本的	り施策の	条(②:主	に該当	するもの、〇	〇:連携す	るもの)	デジタル	社会形成	基本法第	4章施策(の策定に	係る基本方	5針の条(◎:主に該当	するもの	、〇:連携する	5 の)	
施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	11条	1条 129			15条	15.0%		18条 19条	21条 2	2条 23条	24条	25条 2	26条 27	条 28条	29条	30条 31条	32条	33条 34条	35条	府省庁名
10-07		・ITSS+(プラス)の改訂(1領 域以上) -デジタル推進人材のスキル 標準の作成(令和4年中(2022 年中))	・スキルの見える化によるデジ タル・IT人材育成環境の向上 (令和4年度(2022年度)以降)	- 情報サービスの提供やユーザー企業の情報システム部門に関わっている従来型Ⅱ人材にとって不足している。セキュリティ、データサイエンス、アジャイル等のスキル強化を図るための"学び直し"を加速するための指針となる"ⅢSS+(プラス)"について継続的な見直しを実施するとともに、デジタル時代に求められる新たなスキル標準について拡充を図る。 - デジタル人材育成プラットフォームと連携。 - 川人材スキル標準は、情報サービスを提供する人材を対象としたスキル標準であったのに対し、デジタル社会において、レベルを問わず、全ての人がデータやデジタル技術を相応に利活用できるデジタル人材になることが重要であるという考えの下、デジタル人材向けデジタルスキル標準を整備している。	2項						0					0							@	②経済産業省
10-08	Society 5.0に対応した高度技 術人材育成事業	本事業において開発したプログラムの受講者数(令和4年度(2022年度)まで)	本事業において開発したプログラムの修了者数(令和4年度(2022年度)まで)	- 情報技術人材やデータサイエンティストを育成する取組において実践的な教育を推進したものの、IT 人材等については今後も不足する見込みである。 - 令和4年度(2022年度)も人材育成の取組を引き続き実施し、質・量両面に渡る育成機能の強化を図る。 - これにより、修了者数の増加を図り、1人でも多くのIT人材等を供給する。							0					0							0	②文部科学省
10-09		・情報教育に関する研修用教材、教育実践事例集の作成 材、教育実践事例等の作成 情報モラル等に関する指 導資料の作成及びセミナーの 開催	の新学習指導要領の円滑な 実施	新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要があり、これまでも、ハ・ル・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るための調査研究を行い、研修用教材等を作成・周知するとともに、プログラミング教育に関する情報提供を行ってきたところ。一令和4年度(2022年度)には、情報活用能力調査の結果公表、情報モラル教育に関するモデル事業を通じた好事例の作成・周知、教員(指導者)向けセミナーや児童生徒向に資料の作成・周知等の取組を行う。 これらの取組を通じて、令和2年度(2020年度)から順次実施されている新学習指導要領の着実な実施を推進する。							0				0								0	②文部科学省
10-10			のうち、当該年度中に博士号	- 令和4年度(2022年度)で事業開始6年度目を迎え、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が着 実に行われるようにすることが必要。 - このため、令和2年度(2020年度)までに選定した機関の取組が効果的に実施されるよう引き続き支援 するとともに、全国的なネットワークの構築に取り組む。 - これにより、我が国の社会で求められる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を図り、データ利 活用社会のエコシステム構築への貢献を目指す。							0					0							0	②文部科学省
10-11	IT・セキュリティ人材育成及び 国家資格の普及啓発等	情報処理安全確保支援士試 験の受験者数	令和7年度(2025年度)までに 情報処理安全確保支援士の 登録者数3万人超	第4次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」、「未踏 「人材発掘・育成事業」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、平成29年度(2017年度)に新た なスキル構準の策定を開始。令和7年度(2025年度)の情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超 を目指す。							0					0							©	②経済産業省
10-12	ITとOT(制御技術)の知見を備えたセキュリティ人材の育成	産業サイバーセキュリティセン ター(ICSCoE)中核人材育成 プログラム修了者の人数	産業サイバーセキュリティセン ター(ICSCoE) 中核人材育成 プログラム修了者の人数	- 経済産業省では、平成29年度(2017年度)から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター ((IOSOGE)にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。 - これまでの実施経験や受講者のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。 - これにより、ITとの「側御技術)双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国の重要インフラ等におけるセキュリティ人材の育成に取り組む。							0					0						0	0	②経済産業省
10-13	実践的サイバー防御演習 (CYDER)	集合演習の開催回数(令和4 年度(2022年度)100回)	セキュリティ人材の育成数(令 和4年度(2022年度)3,000人)	- セキュリティ人材が不足する中、サイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対処能力を持つ人材育成が急務である。 ・終務省において、NICTのローナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習(CYDER)等を実施、平成29年度(2017年度)から、年間10回島、計3000名規模で集合演習を実施しており、令和4年度(2022年度)も集合演習を同等規模で実施する。また、令和3年度(2021年度)から開始したオンライン演習については、令和4年度(2022年度)も引き続き、実施する。 - これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。							0					0						0	©	②総務省
10-14	バーセキュリティ人材育成の推 進	的・人村育成基盤において民間企業等が開発した人材育成 コンテンツ数(令和3年度 (2021年度)までに1、令和4 年度(2022年度)までに5)	に延べ3,000人)	- 民間等におけるセキュリティ人材育成において、人材育成を行うために必要な技術・グウハウ・機材等がないため、海外教材に依存し、日本特有の事例が反映できていない状況がある。また、慢性的な人材不足もあり、本来防げるはずのサイバー央撃が防けない状況である。 ・総務省において、MCTのサイバーセキュリティネクサス(CYNEX)を通じて、サイバーセキュリティ人材育成を実施しようとする教育機関・民間事業者等が利用可能なブラットフォームである「サイバーセキュリティ核合知的・人材育成基盤」を令和3年度(2021年度)中に構築し、試験運用を開始。令和7年度(2025年度)までに確立することを目指す。 - これにより、産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。							0					0						0	0	②総務省
10-15	政府機関におけるデジタル人 材の確保・育成等の推進	各府省庁のスキル認定者数		「敬原機関におけるセキュリティ・エー							0					0								③内閣官房、◎ デジタル庁